

久喜市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

(案)

久 喜 市

製本時の計画書は、レイアウトなど一部変更になります。

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画策定の位置づけ	2
3. 本計画の処理対象	3
4. 計画策定に至るまでの経過と将来	4
5. 計画の期間	4
第2章 都市の特性	6
1. 位置、地勢、気候	6
2. 主要な指標（人口、産業、土地利用）	7
2.1 人口、世帯数の動向	7
2.2 産業の動向	12
2.3 土地利用の動向	14
第3章 ごみ処理基本計画	15
1. ごみ処理の現状と課題	15
1.1 ごみ処理フロー	15
1.2 ごみの排出状況	18
1.3 ごみの発生抑制の現状	22
1.4 資源化の状況	24
1.5 収集・運搬の状況	27
1.6 中間処理の状況	29
1.7 最終処分の状況	32
1.8 ごみ処理量等の実績	33
1.9 上位の計画	34
1.10 類似市町村との比較	37
1.11 ごみ処理の課題	40
2. 人口とごみ処理量の将来予測	43
2.1 将来人口の設定	43
2.2 ごみ処理量の予測	43
3. 基本計画の目標と施策	46
3.1 基本理念	46
3.2 基本方針	47
3.3 減量化・資源化目標	48
3.4 抑制計画	52
3.5 資源化計画	53
3.6 収集・運搬計画	54

3.7 中間処理計画	55
3.8 最終処分計画	58
3.9 その他の施策等	58
第4章 計画の進行管理	60
1. 進行管理の手法	60
2. 進行管理の体制	61
3. 進行管理の指標	62
用語の説明	63

第1章 計画策定の趣旨



第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の目的

本市は、平成22年3月23日、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町の合併により誕生しました。

本市のごみ処理は、合併以前、久喜市では「久喜宮代衛生組合（久喜市、宮代町で構成）」で実施し、菖蒲町では「町」で、栗橋町及び鷺宮町では「栗橋・鷺宮衛生組合」で実施していました。

この合併に伴い久喜宮代衛生組合の構成団体である久喜市が平成22年3月22日に脱退、同年3月23日に新久喜市が構成団体に加入し、新久喜市と宮代町で構成する久喜宮代衛生組合（以下、「衛生組合」という。）へと変更されました。

衛生組合では、現在もごみ処理区域については合併以前の区域単位で収集し、合併以前から稼働している「久喜宮代清掃センター」、「菖蒲清掃センター」及び「八甫清掃センター」の3箇所の清掃センターを稼働し、ごみの処理を行っています。

このような状況のもと、衛生組合では、平成25年3月に、計画期間（平成25年度～平成39年度）を15年間とした「一般廃棄物*（ごみ）処理基本計画」を策定し、新たな衛生組合における長期的・総合的な視点に立ったごみ処理のあり方を示すとともに、処理施設の整備を推進するために必要となる基本的事項を示しています。

本市では、平成25年3月、「久喜市総合振興計画」を策定し、「廃棄物処理の充実」として、処理体制の統一、老朽化した施設の維持・更新等について検討をすることとしています。

このようなことから、市民生活にとって必要不可欠であるごみ処理施設の整備・充実について、廃棄物処理を取り巻く地域の特性を踏まえ、効率的で、かつ新たな環境を創造できる本市にとって最も適した新たなごみ処理施設の建設整備に向け、本市におけるごみ処理を計画的に推進するための基本的事項について定めることを目的に本計画を策定するものです。

*：用語の説明参照

2. 計画策定の位置づけ

本計画は、図 1-2-1 に示すとおり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法*」という。）第 6 条第 1 項に基づく規定により、本市の一般廃棄物処理行政における長期的視点に立った基本方針を明確にし、かつ上位計画である久喜市総合振興計画や久喜市環境基本計画で掲げられているごみ処理行政分野における計画事項を具体化させるための計画となります。

また、本計画と埼玉県廃棄物処理基本計画は、相互に補完し整合したものです。

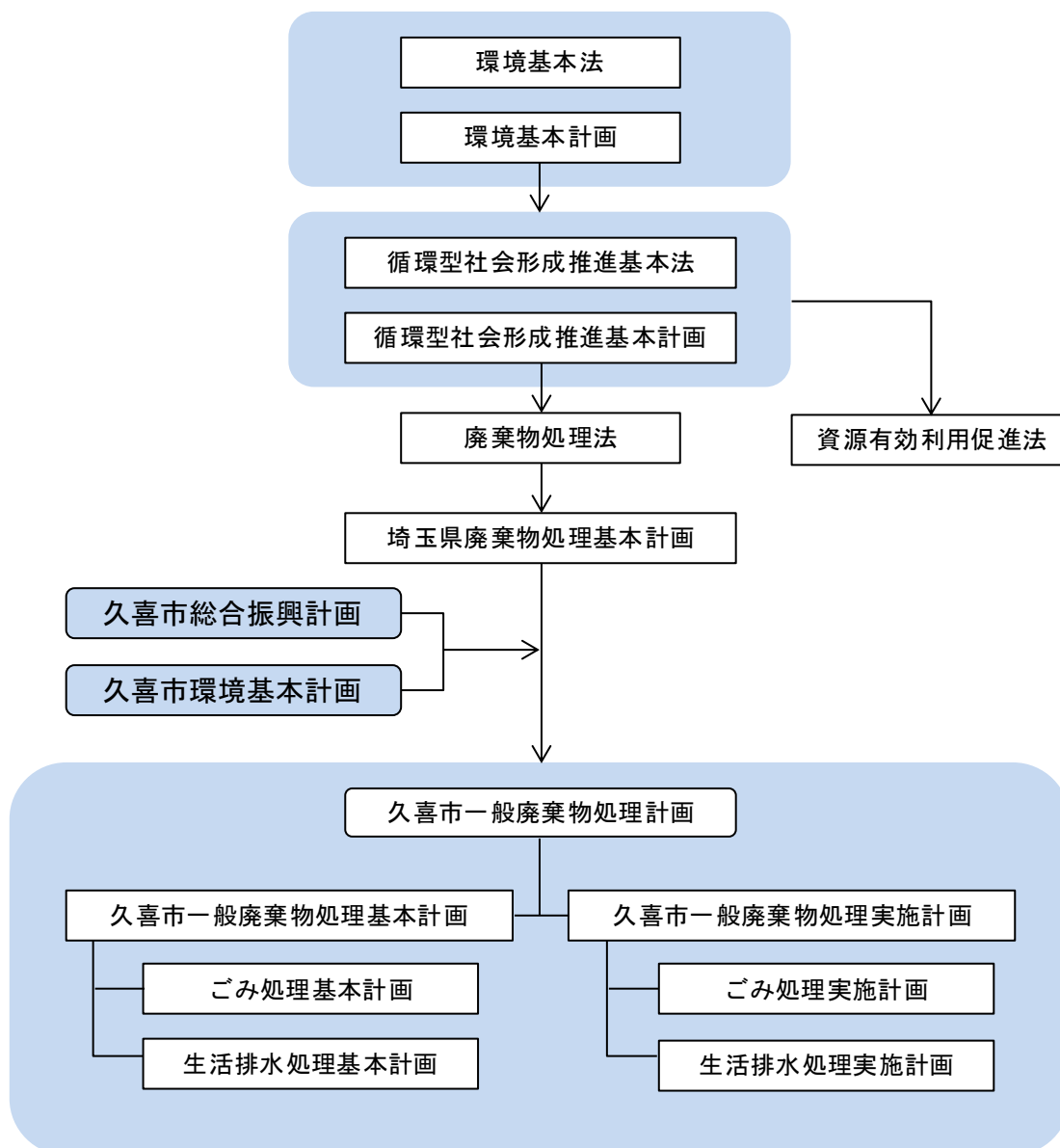
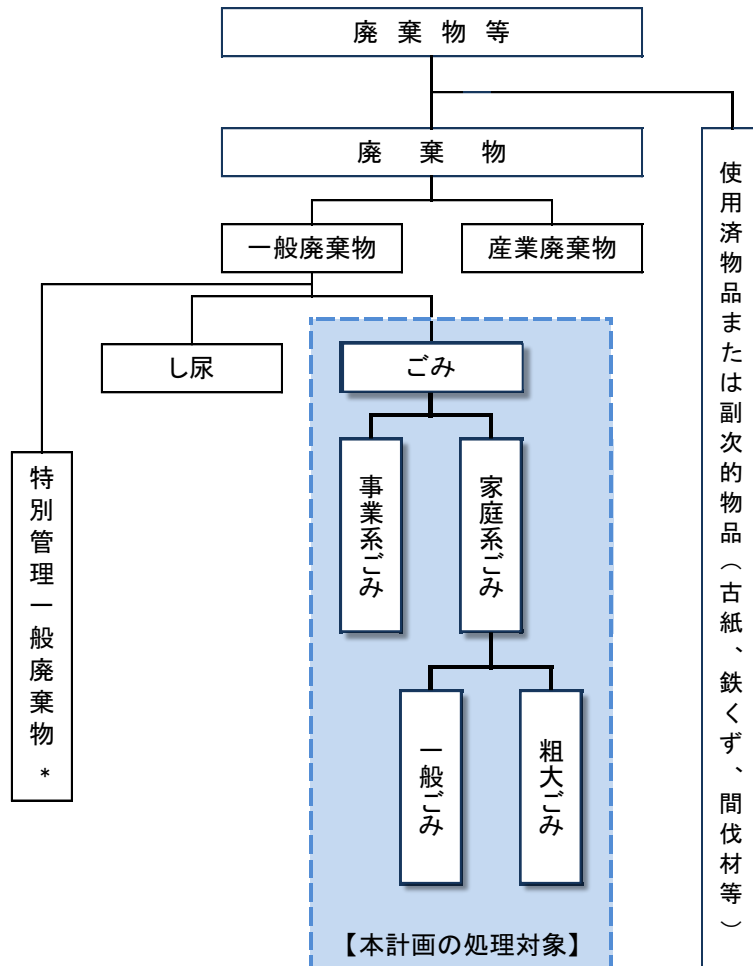


図 1-2-1 計画策定の位置づけ

3. 本計画の処理対象

廃棄物の区分は、図 1-3-1 に示すとおりです。本計画において対象とする廃棄物は、「一般廃棄物（ごみ）」です。



注. 循環型社会形成推進基本法で定める「廃棄物等」の内訳を示します。

図 1-3-1 本計画の処理対象

4. 計画策定に至るまでの経過と将来

衛生組合では、平成 25 年 3 月に、目標年度を平成 39 年度とした「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しましたが、久喜宮代清掃センター、菖蒲清掃センター及び八甫清掃センターの 3 箇所のごみ処理施設を 1 箇所のごみ処理施設に統合した施設を本市で建設する予定です。なお、新たなごみ処理施設が稼働するまでは、本計画に基づき衛生組合が処理を実施します。

このようなことから、減量化・資源化目標や減量化、資源化、収集運搬、中間処理*の施策等を新たに設定する必要があるため、久喜市独自の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定することになりました。

5. 計画の期間

計画期間と目標年度は、図 1-5-1 に示すとおりです。計画期間は、平成 29 年度を初年度、平成 43 年度を最終年度とする 15 年間とします。目標年度は、計画終了後の翌年度となる平成 44 年度とします。

なお、概ね 5 年毎、又は制度の改正、廃棄物処理を取り巻く情勢の変化や、新たなごみ処理施設の稼働を踏まえた場合等、本計画で掲げた数値目標や施策等についての達成度や各々の取り組みの進捗状況を踏まえたうえで見直しを行うものとします。

H29 初年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44 目標年度
															
					進捗管理と見直し					進捗管理と見直し					進捗管理と見直し

図 1-5-1 計画期間と目標年度

第2章 都市の特性



第2章 都市の特性

1. 位置、地勢、気候

久喜市の位置は、図 2-1-1 に示すとおりです。本市は、埼玉県の一部に位置し、東京都心まで 50km 圏にあります。東は幸手市及び茨城県五霞町、南は杉戸町、宮代町、白岡市及び蓮田市、西は鴻巣市及び桶川市、北は加須市及び茨城県古河市にそれぞれ接しています。面積は 82.41km²、市域は東西約 15.6 km、南北約 13.2 km です。

地形は、微高地と低湿地からなる概ね標高 10m 前後の平坦地となっています。また、利根川、中川、葛西用水路及び見沼代用水路等の多くの河川や用水路に恵まれています。

市内には、南北方向に久喜インターチェンジを擁す東北縦貫自動車道、国道 4 号及び国道 122 号が縦断し、東西方向に白岡菖蒲インターチェンジを擁す首都圏中央連絡自動車道及び国道 125 号が横断しています。また、鉄道については、JR 宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線が縦断し、5 つの駅を擁しており、都心へのアクセスに恵まれ、広域的な交通利便性を備える地域として発展を続けています。

気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥で、内陸性の太平洋側気候に属しています。平均気温は 15 度前後、年間雨量は 700～1,500 mm 程です。



図 2-1-1 久喜市の位置図

2. 主要な指標（人口、産業、土地利用）

2.1 人口、世帯数の動向

(1) 人口

本市の人口の推移は、表 2-2-1 に示すとおりです。平成 28 年 4 月 1 日現在 154,224 人となっていますが、平成 21 年度以降、年々減少傾向にあり、平成 19 年から 28 年にかけて 2.0%減少しています。

表 2-2-1 人口の推移

単位：人

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	増減
人口	157,305	157,324	157,423	157,007	156,562	155,879	155,507	154,997	154,396	154,224	-2.0%

注1：各4月1日現在の人口を示します。

2：増減は平成19年から28年にかけての増減率を示します。

資料：住民基本台帳登録人口、外国人登録人口

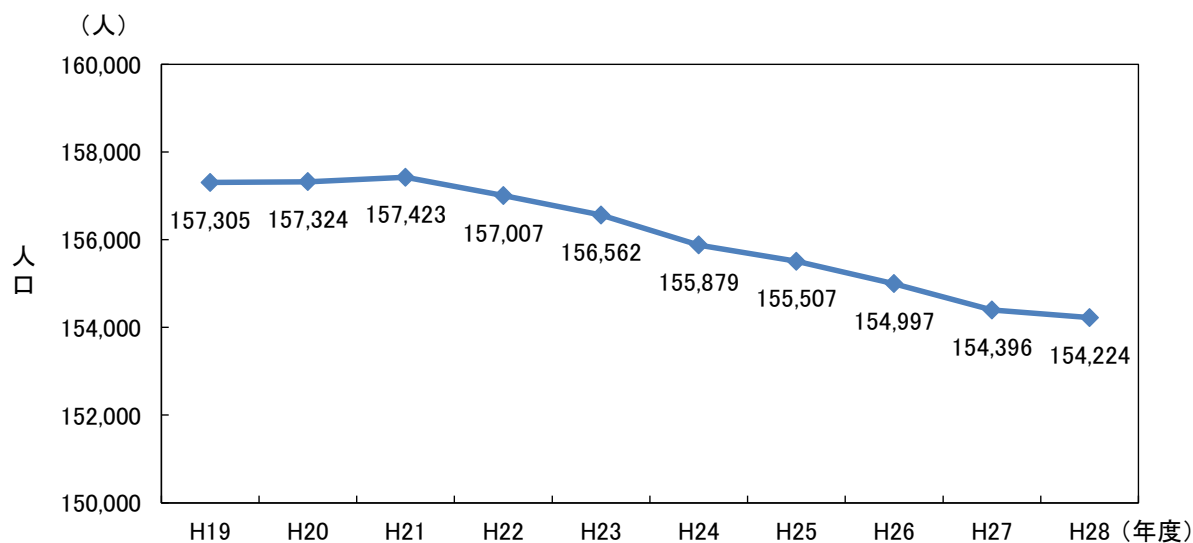


図 2-2-1 人口の推移状況

(2) 人口動態

人口動態は、自然動態（出生・死亡）と社会動態（転入・転出）の2つの要素により示されます。

本市の人口動態は、表 2-2-2 に示すとおりです。自然動態は、出生数が死亡数を上回る場合に「増加」、下回る場合に「減少」となります。社会動態は、転入数が転出数を上回る場合に「増加」、下回る場合に「減少」となります。

本市では、出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向で推移しており、近年では死亡数が出生数を上回っています。転入数と転出数はともに減少傾向で推移しており、転出数が転入数を上回ることが多くなっています。

全体では、人口の増減は減少数が大きくなる傾向で推移しています。

表 2-2-2 人口動態の推移

単位：人

	自然動態			社会動態			人口の増減 合計
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
H18	1,122	1,038	84	7,060	7,081	-21	63
H19	1,167	1,196	-29	7,123	7,091	32	3
H20	1,103	1,196	-93	7,205	6,840	365	272
H21	1,094	1,178	-84	5,634	6,041	-407	-491
H22	1,094	1,363	-269	6,146	6,321	-175	-444
H23	1,058	1,292	-234	5,513	5,962	-449	-683
H24	1,044	1,300	-256	5,666	5,782	-116	-372
H25	1,036	1,304	-268	5,491	5,733	-242	-510
H26	988	1,368	-380	5,385	5,606	-221	-601
H27	1,032	1,394	-362	5,737	5,547	190	-172

注：外国人を含む。平成21年度については、平成21年4月1日から平成22年3月22日までの集計。

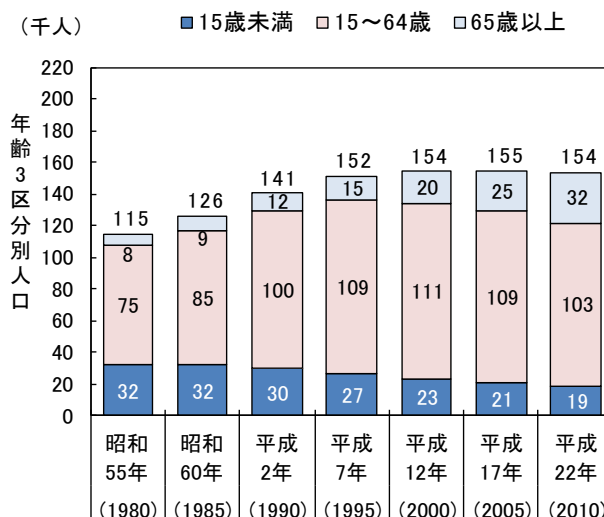
また、平成21年度以前の旧鷺宮町分は、外国人を除く集計。

資料：市民課（総合窓口）

(3) 人口に関する特徴

年齢 3 区分別人口の推移は、図 2-2-2 に示すとおりです。国勢調査による本市の人口は、平成 12 年に増加傾向が収まり、以後横ばいで推移しています。

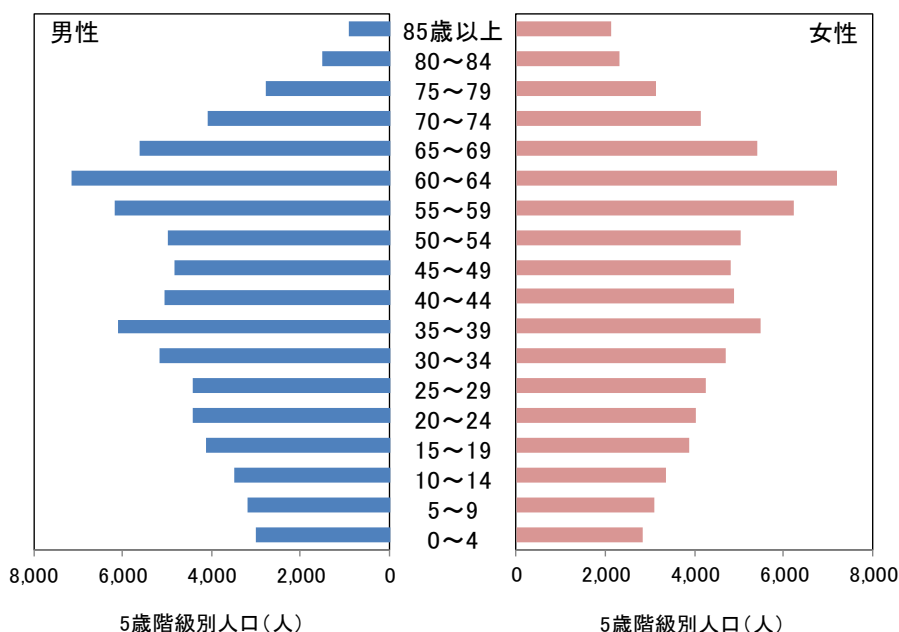
年齢 3 区分別人口をみると、65 歳以上の人口は増加傾向、15 歳未満の人口は減少傾向で推移しています。また、15～64 歳の人口は平成 12 年以降減少傾向で推移しています。



注1：各年10月1日現在の人口を示します。
 注2：端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。
 資料：国勢調査(総務省統計局)

図 2-2-2 年齢 3 区分別人口の推移

5 歳階級別人口は、図 2-2-3 に示すとおりです。平成 22 年における人口を 5 歳階級別にみると、男女ともに 60～64 歳の年齢層の人口が最も多くなっています。この年齢層と比較して 30 歳未満の年齢層の人口が少なく、また、年齢が若いほど人口が少なくなる傾向を示していることから、今後、顕著な高齢者の増加と若年者の減少が予測されます。



注：平成22年10月1日現在の人口を示します。
 資料：国勢調査(総務省統計局)

図 2-2-3 5 歳階級別人口 (平成 22 年国勢調査)

(4) 世帯数

本市の世帯数の推移は、表 2-2-3 に示すとおりです。平成 28 年 4 月 1 日の世帯数は 63,661 世帯、世帯人員は 2.42 人/世帯です。

世帯数は増加傾向、世帯人員は減少傾向で推移しています。世帯人員が減少傾向を示すのは、核家族化が進んだことのほか、高齢者の一人暮らし世帯、夫婦のみの世帯の増加等によるものと考えられます。

表 2-2-3 世帯数の推移

単位 世帯数 : 世帯
世帯人員 : 人/世帯

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
世帯数	58,103	58,842	59,698	60,341	60,963	61,463	61,578	62,251	62,806	63,661
世帯人員	2.71	2.67	2.64	2.60	2.57	2.54	2.53	2.49	2.46	2.42

注 : 各4月1日現在の世帯数、世帯人員(外国人含む)を示します。

資料:住民基本台帳

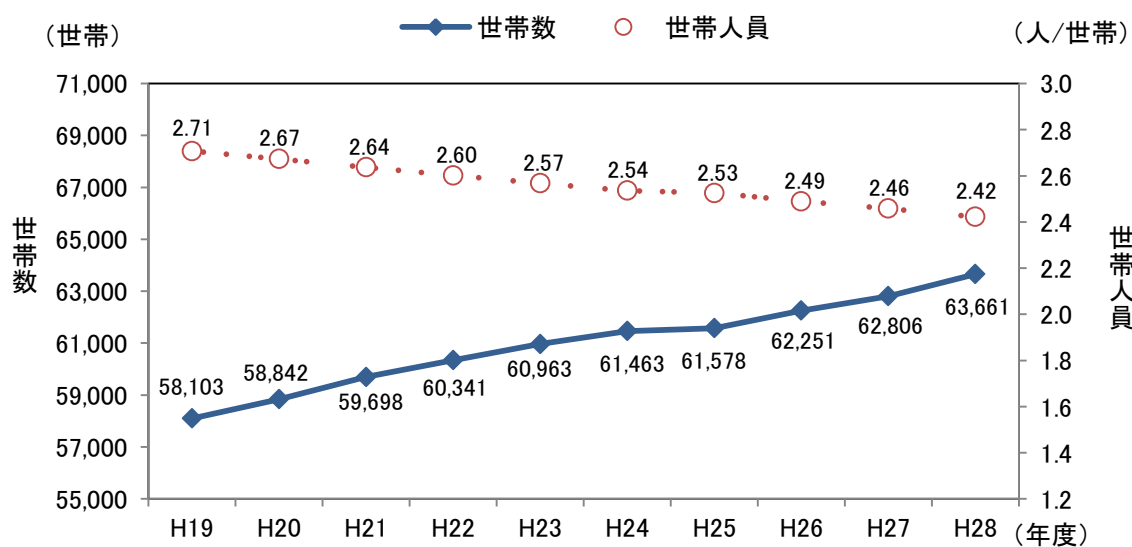


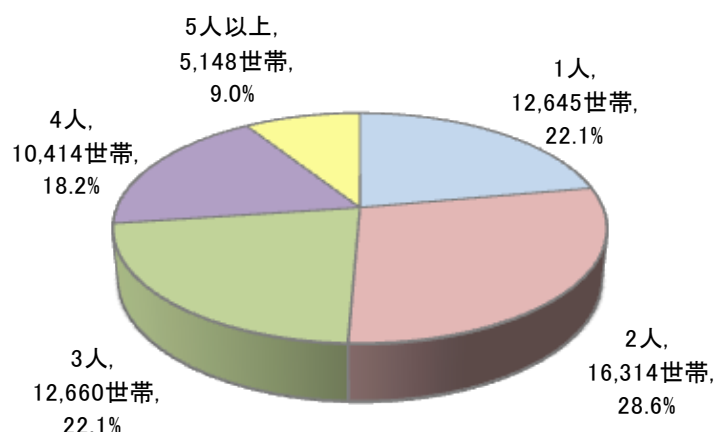
図 2-2-4 世帯数の推移状況

(5) 世帯数に関する特徴

世帯人員別世帯数は、図 2-2-5 に示すとおりです。国勢調査による本市の平成 22 年における一般世帯数は 57,181 世帯です。

一般世帯を世帯人員別に内訳をみると、1人世帯（単独世帯）が 12,645 世帯（一般世帯の 22.1%）、2人世帯が 16,314 世帯（同 28.6%）、3人世帯が 12,660 世帯（同 22.1%）、4人世帯が 10,414 世帯（同 18.2%）、5人以上世帯が 5,148 世帯（同 9.0%）となっています。

本市では、1人世帯（単独世帯）と2人世帯が全体の過半数を占めていることが特徴です。

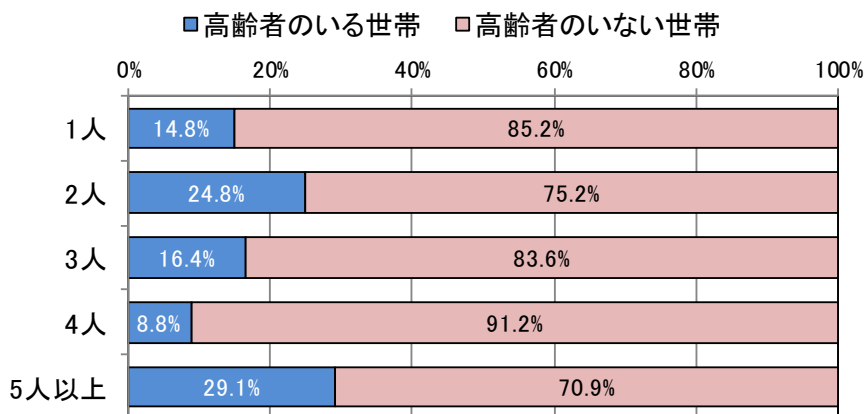


注：平成22年10月1日現在の一般世帯数を示します。
資料：国勢調査（総務省統計局）

図 2-2-5 世帯人員別世帯数（平成 22 年）

高齢者（65 歳以上）のいる世帯の比率は、図 2-2-6 に示すとおりです。一般世帯のうち、65 歳以上の高齢者のいる世帯についてみると、1人世帯（単独世帯）の 14.8%、2人世帯のうち 24.8%に高齢者がいます。

1人世帯（単独世帯）の約 15%が高齢者自身によるものであり、2人世帯の約 25%が2人のうち1人が高齢者、または2人とも高齢者です。



注：平成22年10月1日現在の一般世帯数を示します。
資料：国勢調査（総務省統計局）

図 2-2-6 高齢者（65 歳以上）のいる世帯の比率（平成 22 年）

2.2 産業の動向

本市における事業所数及び従業員数の推移は、表 2-2-4 に示すとおりです。事業所数は、平成 16 年を底に近年では微増傾向で推移しています。

また、従業者数は、平成 11 年以降、概ね増加傾向で推移しています。従業者数の内訳をみると、第 2 次産業の従業者数は、平成 21 年まで減少傾向でしたが、平成 24 年に増加しています。また、第 3 次産業の従業者数は増加傾向で推移していることから、近年における従業者数の増加は、第 2 次産業、第 3 次産業の従業者数の増加によるものです。

表 2-2-4 事業所数、従業者数の推移

単位：事業所

	H11	H13	H16	H18	H21	H24
総数	5,153	5,213	4,886	5,023	5,317	5,162
第1次産業	9	10	9	10	13	12
第2次産業	1,169	1,155	1,066	1,068	1,106	1,035
第3次産業	3,975	4,048	3,811	3,945	4,198	4,115

単位：従業者数

	H11	H13	H16	H18	H21	H24
総数	45,725	48,343	46,272	48,661	52,853	56,467
第1次産業	53	61	178	185	132	172
第2次産業	17,149	16,693	15,751	15,611	15,088	18,238
第3次産業	28,523	31,589	30,343	32,865	37,633	38,057

注：民営事業所の事業所数、従業者数を示します。

資料：平成11・13・16・18年：事業所・企業統計調査（総務省統計局）

平成21・24年：経済センサス（総務省統計局）

産業分類別事業所数及び従業者数は、表 2-2-5 に示すとおりです。平成 24 年における産業分類別の事業所数をみると、卸売業、小売業が 1,354 事業所（全事業所数の 26.2%）で最も多く、次いで建設業が 564 事業所（同 10.9%）、生活関連サービス業、娯楽業が 560 事業所（同 10.8%）、宿泊業、飲食サービス業が 537 事業所（同 10.4%）等となっています。

また、従業者数をみると、卸売業、小売業が 11,767 人（全従業者数の 20.8%）で最も多く、製造業が 15,012 人（同 26.6%）、医療、福祉が 5,964 人（同 10.6%）、宿泊業、飲食サービス業が 4,935 人（同 8.7%）等となっています。

製造業は事業所数の割に従業者数が多いことが特徴です。このため、第 2 次産業は事業所数では全体の約 20%ですが、従業者数では全体の約 32%を占めています。

表 2-2-5 産業分類別事業所数、従業者数（平成 24 年）

産業分類	事業所数		従業者数	
	(事業所)	構成比	(人)	構成比
全産業	5,162	100.0%	56,467	100.0%
第1次産業	12	0.2%	172	0.3%
農業, 林業	12	0.2%	172	0.3%
漁業	—		—	
第2次産業	1,035	20.1%	18,238	32.3%
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—		—	
建設業	564	10.9%	3,226	5.7%
製造業	471	9.1%	15,012	26.6%
第3次産業	4,115	79.7%	38,057	67.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	10	0.2%	178	0.3%
情報通信業	30	0.6%	143	0.3%
運輸業, 郵便業	145	2.8%	4,286	7.6%
卸売業, 小売業	1,354	26.2%	11,767	20.8%
金融業, 保険業	67	1.3%	797	1.4%
不動産業, 物品賃貸業	314	6.1%	1,039	1.8%
学術研究, 専門・技術サービス業	172	3.3%	814	1.4%
宿泊業, 飲食サービス業	537	10.4%	4,935	8.7%
生活関連サービス業, 娯楽業	560	10.8%	2,322	4.1%
教育, 学習支援業	226	4.4%	1,785	3.2%
医療, 福祉	384	7.4%	5,964	10.6%
複合サービス事業	21	0.4%	699	1.2%
サービス業(他に分類されないもの)	295	5.7%	3,328	5.9%

注1：民営事業所の事業所数、従業者数を示します(10月1日現在)。

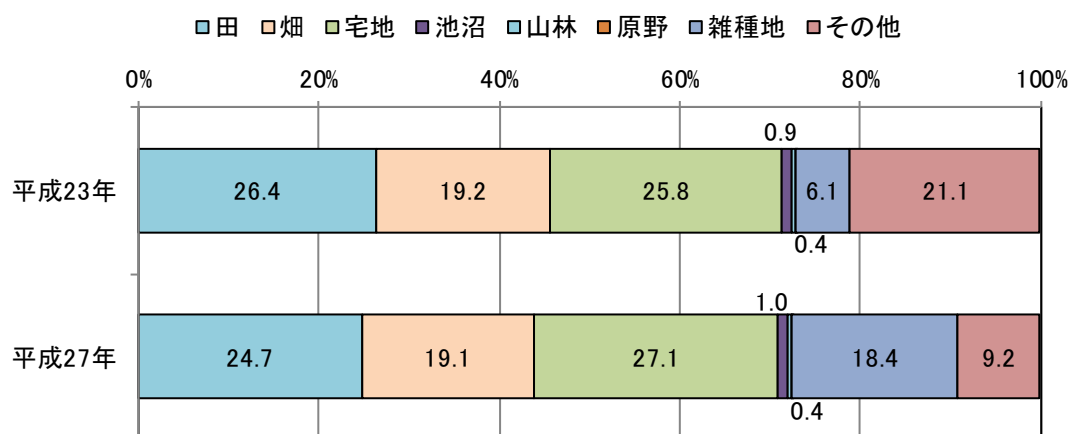
2：端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

資料：平成24年：経済センサス(総務省統計局)

2.3 土地利用の動向

地目別土地面積は、図 2-2-7 に示すとおりです。平成 27 年における土地利用状況は、宅地が 27.1%で最も多く、次いで田が 24.7%、畑が 19.1%、雑種地が 18.4%等となっています。

本市は、利根川の沖積平野にあり、市域の全体がほぼ平坦な地形となっています。沖積平野の多くは農地として利用されていますが、5 年前と比較すると、都市化に伴い田等の農地が減少し、宅地、雑種地が増加しています。



注1：雑種地とは野球場、テニスコート等です。

2：その他とは墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路及び公園をいいます。

3：端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

資料：埼玉県市町村勢概要(各年1月1日現在)

図 2-2-7 地目別土地面積

都市計画用途地域面積は、表 2-2-6 に示すとおりです。都市計画用途地域は、市域の 23.9%が市街化区域に指定されています。市街化区域の用途地域の構成比では、住居系が 75.4%、工業系が 21.1%、商業系が 3.5%となっています。

表 2-2-6 都市計画用途地域面積

区分	面積	全面積での構成比	市街化区域での構成比
市街化区域	1,966 ha	23.9%	-
住居系	1,482 ha	18.0%	75.4%
工業系	414 ha	5.0%	21.1%
商業系	69 ha	0.8%	3.5%
市街化調整区域	6,274 ha	76.1%	-

注：端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

資料：都市計画課(平成27年2月1日現在)

第3章 ごみ処理基本計画



第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状と課題

1.1 ごみ処理フロー

本市は、衛生組合の3箇所の清掃センターでごみ処理を行っています。各清掃センターの処理対象区域ごとの処理フローは、図3-1-1～図3-1-3に示すとおりです。

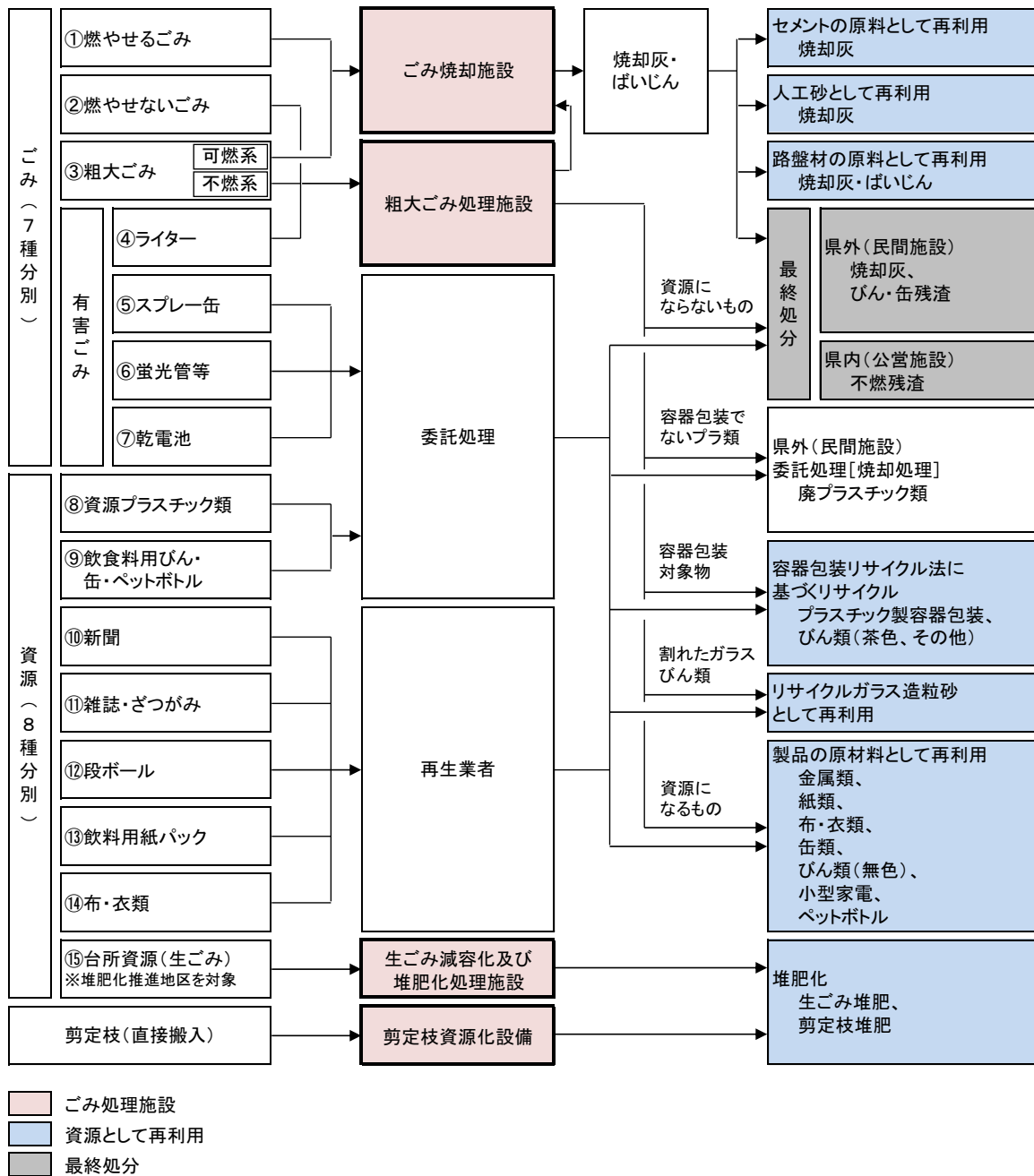


図3-1-1 久喜宮代清掃センター処理対象区域の処理フロー (平成28年度)

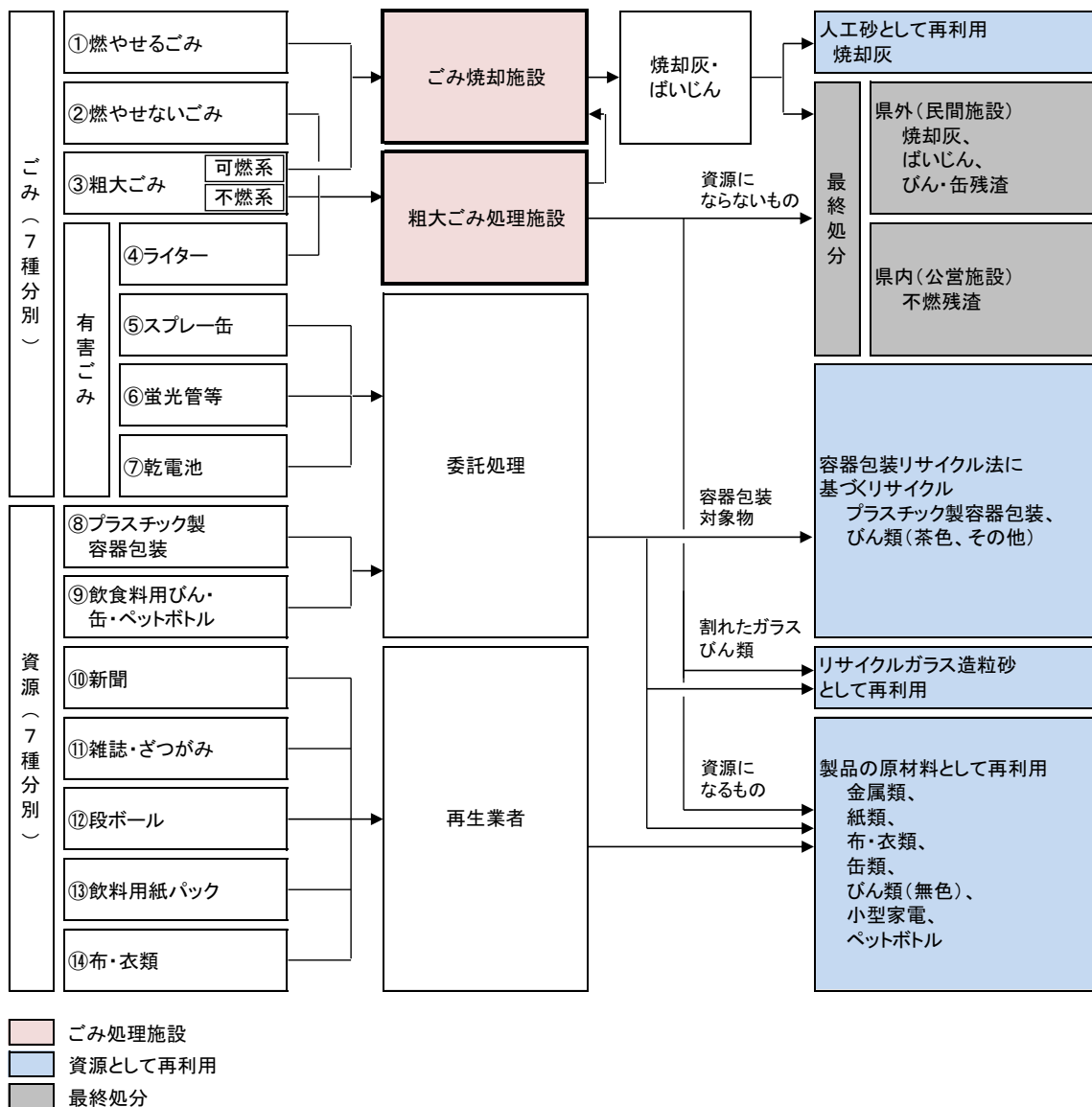


図 3-1-2 菖蒲清掃センター処理対象区域の処理フロー (平成 28 年度)

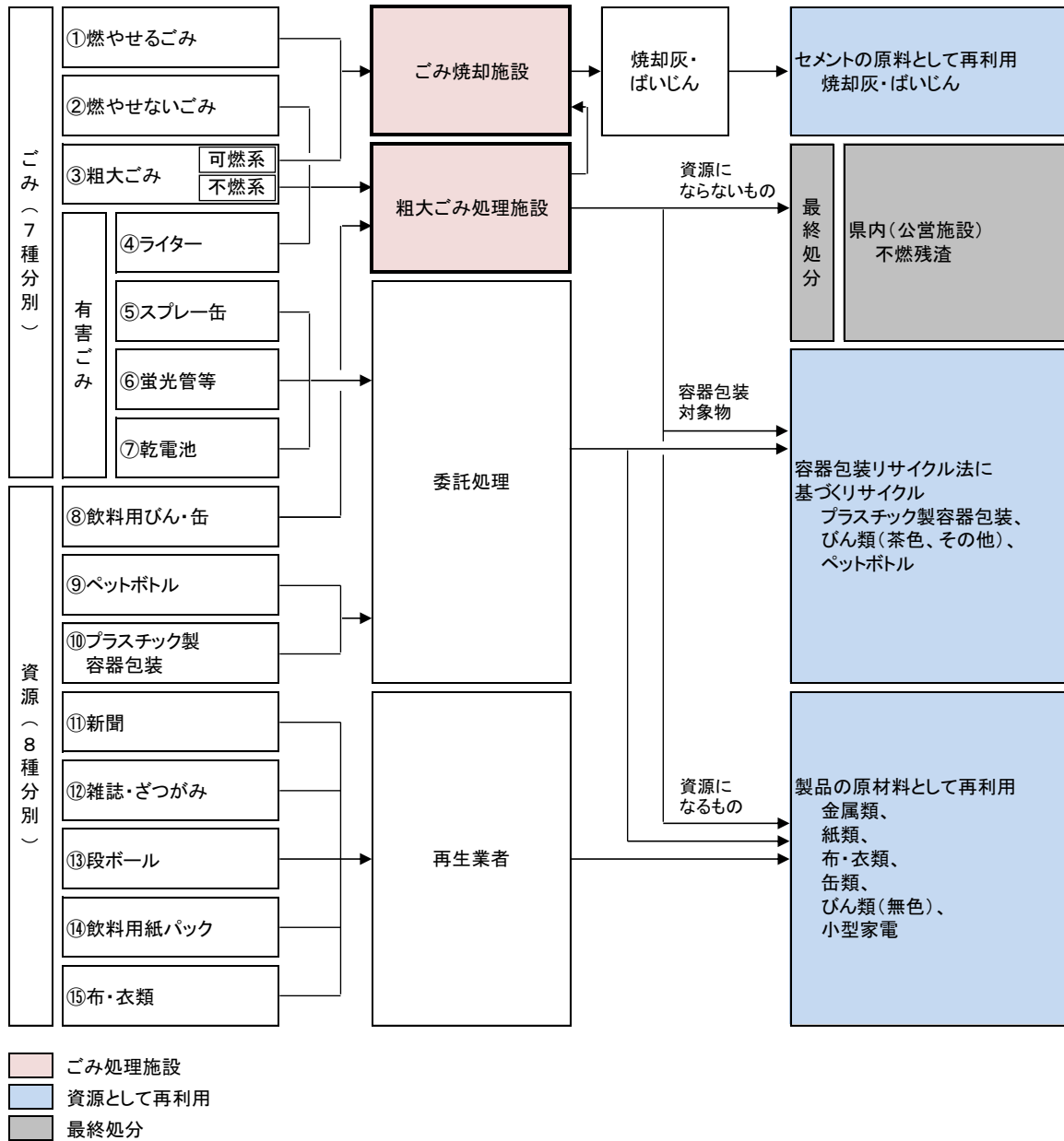


図 3-1-3 八甫清掃センター処理対象区域の処理フロー（平成 28 年度）

久喜宮代清掃センターは、15 種分別となっており、焼却灰等はセメントの原料、人工砂、路盤材の原料として再利用しています。

菖蒲清掃センターは、14 種分別となっており、焼却灰等は人工砂として再利用しています。

八甫清掃センターは、15 種分別となっており、焼却灰等はセメントの原料として再利用しています。

1.2 ごみの排出状況

(1) ごみ総排出量の推移

本市のごみ総排出量の推移は、図 3-1-4 に示すとおりです。ごみ総排出量は、平成 22 年度の 49,708 t に対し、平成 26 年度の実績は 48,105 t となり、3.2%減少しています。

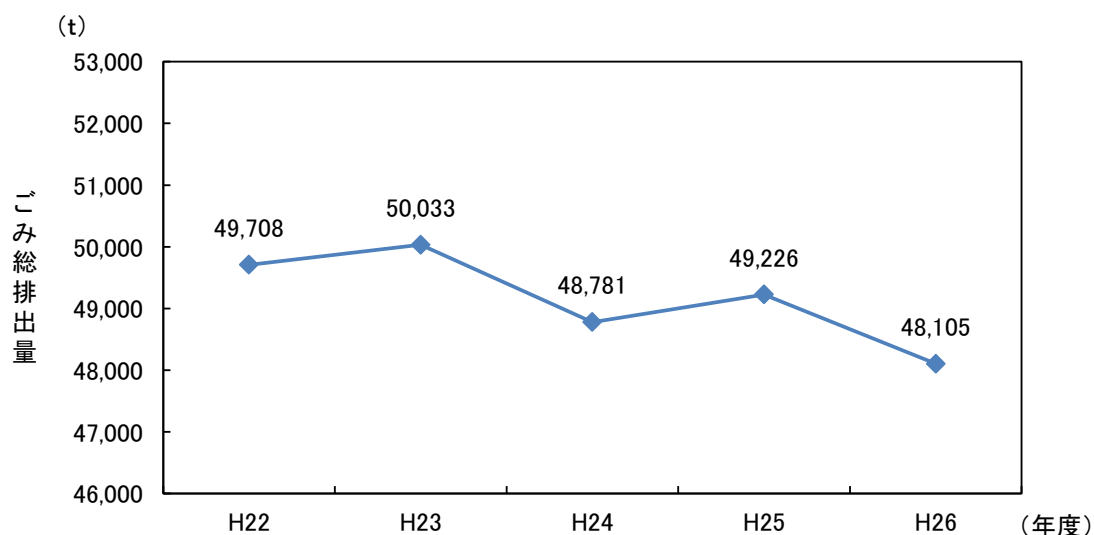


図 3-1-4 ごみ総排出量の推移

(2) 1人1日当たりのごみ総排出量の推移

本市の1人1日当たりのごみ総排出量の推移は、図 3-1-5 に示すとおりです。1人1日当たりのごみ総排出量は、平成 22 年度の 867g/人・日に対し、平成 26 年度の実績は 850g/人・日となり、2.0%減少しています。

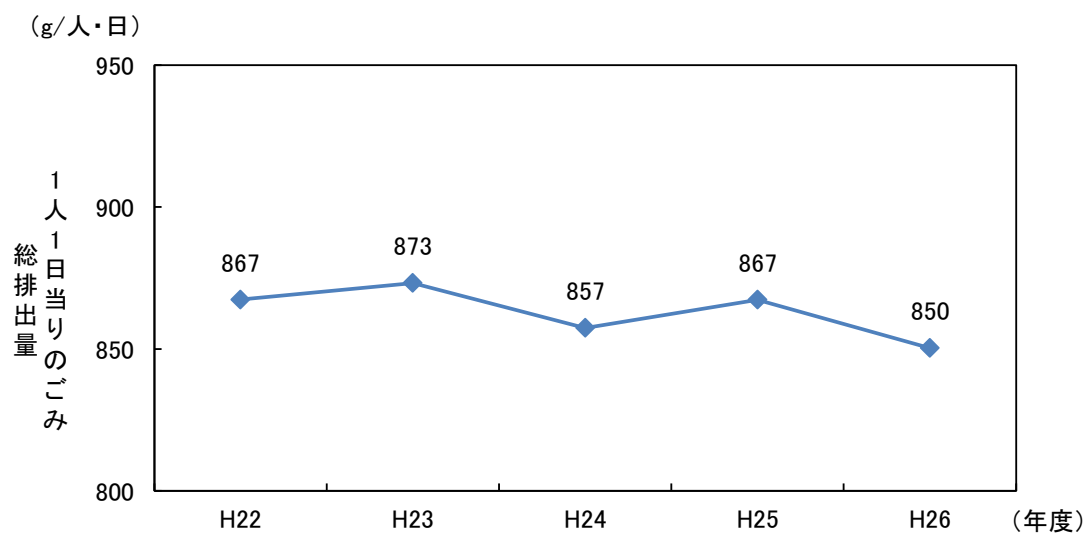


図 3-1-5 1人1日当たりのごみ総排出量の推移

(3) 家庭系ごみ量の推移

本市の家庭系ごみ量の推移は、図 3-1-6 に示すとおりです。家庭系ごみ量は、平成 22 年度の 39,467 t に対し、平成 26 年度の実績は 37,509 t となり、5.0%減少しています。

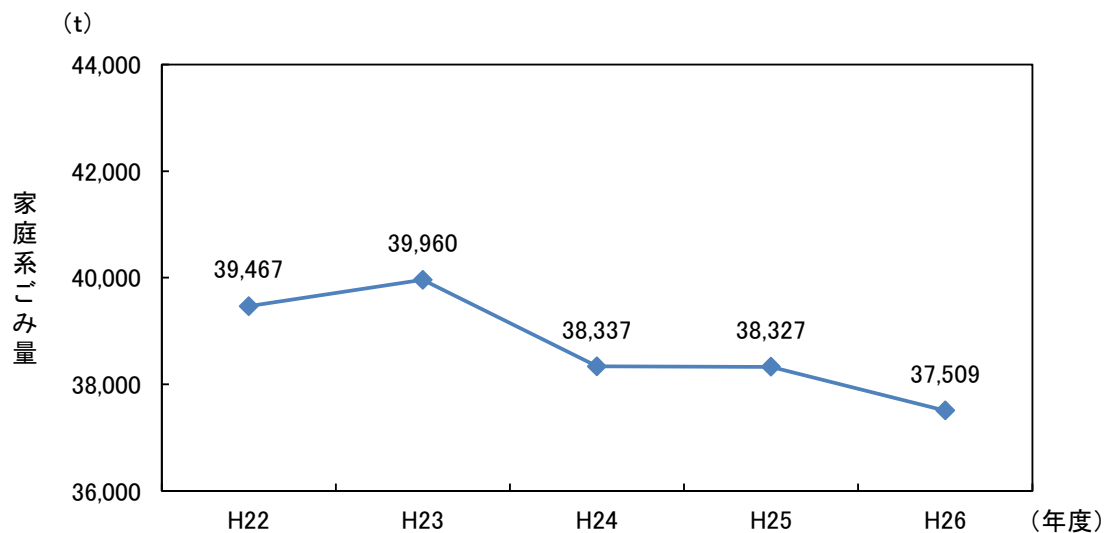


図 3-1-6 家庭系ごみ量の推移

(4) 事業系ごみ量の推移

本市の事業系ごみ量の推移は、図 3-1-7 に示すとおりです。事業系ごみは、平成 22 年度の 7,769 t に対し、平成 26 年度の実績は 8,796 t となり、13.2%増加しています。

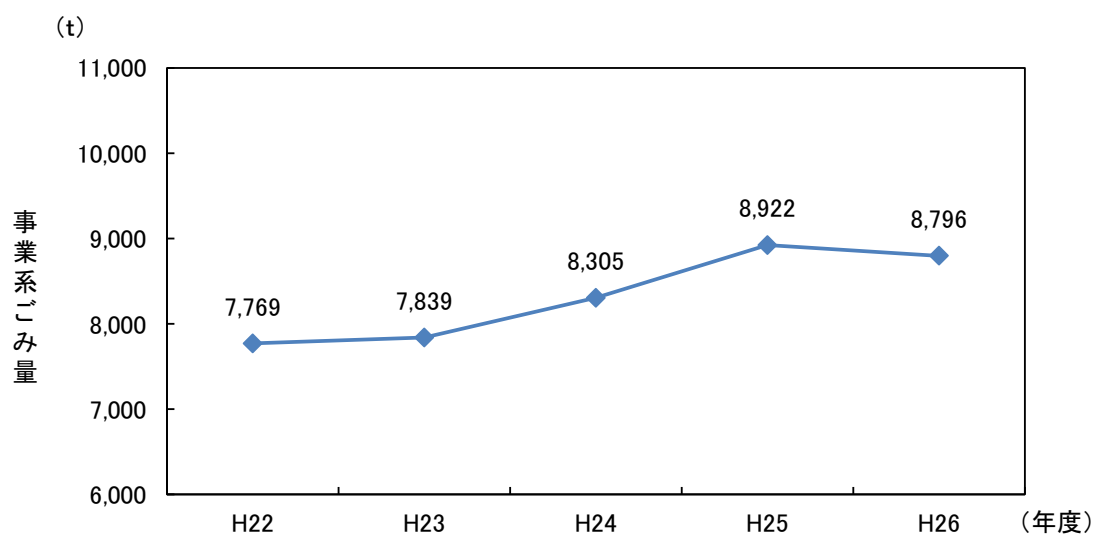


図 3-1-7 事業系ごみ量の推移

(5) ごみ排出量の内訳

本市のごみ排出量の内訳は、図 3-1-8 に示すとおりです。

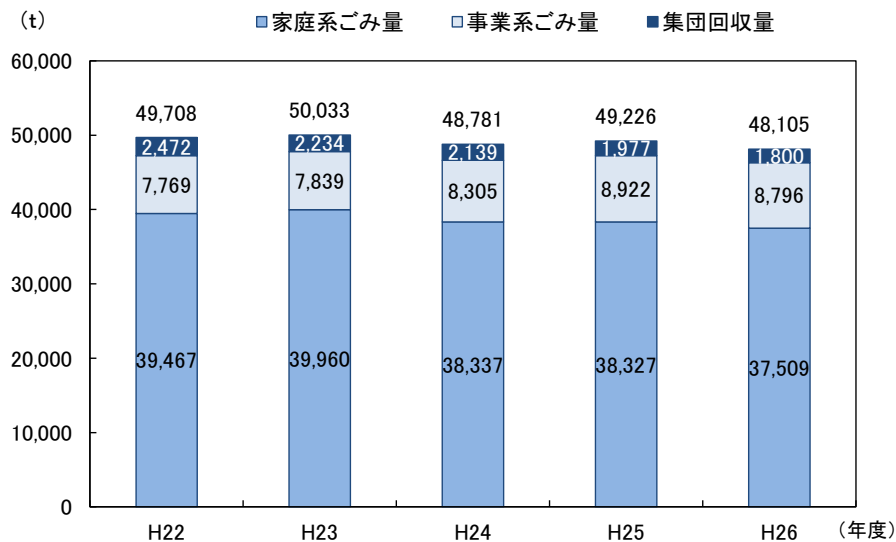


図 3-1-8 ごみ排出量の内訳

(6) 国、県の排出量との比較

1) 家庭系ごみ量 (1人1日当たりの排出量)

1人1日当たりの排出量の比較は、図 3-1-9 に示すとおりです。平成 26 年度の家庭系ごみの 1人1日当たりの排出量は、全国実績値 668g/人・日、埼玉県実績値が 692g/人・日、本市 695g/人・日となっており、全国実績値及び埼玉県実績値よりも多い値を示しています。

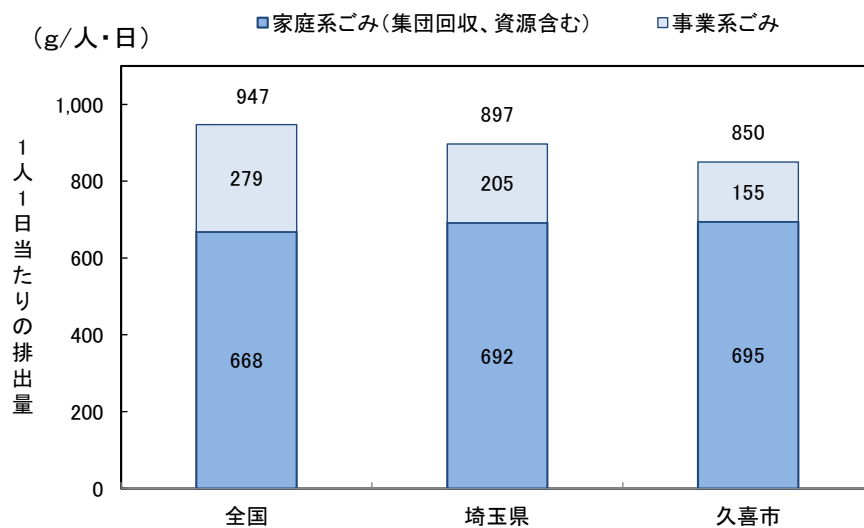


図 3-1-9 1人1日当たりの排出量の比較 (平成 26 年度)

2) 事業系ごみ量（1人1日当たりの排出量）

ごみ総排出量の構成比は、図 3-1-10 に示すとおりです。平成 26 年度の事業系ごみは、市内で発生するごみの 18%を占め、全国実績値に対して約 11 ポイント、埼玉県実績値に対して約 5 ポイント低い割合を示していますが、図 3-1-7（P19）で示すように増加傾向を示しています。

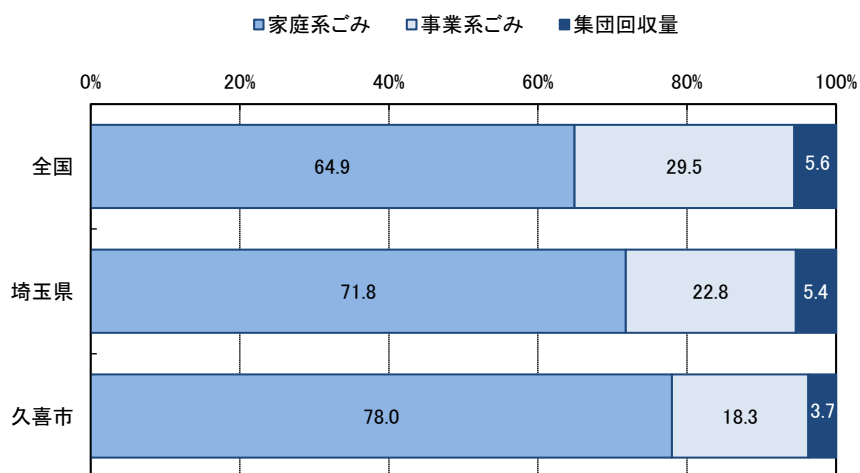


図 3-1-10 ごみ総排出量の構成比（平成 26 年度）

(7) ごみ組成調査結果(燃やせるごみ)

燃やせるごみの組成調査結果は、図 3-1-11 に示すとおりです。燃やせるごみ以外のびん、缶、ペットボトル、紙・布類、資源プラスチック（プラスチック製容器包装を含む）等の資源*が 9.4%、燃やせないごみが 0.3%、異物として混入しています。

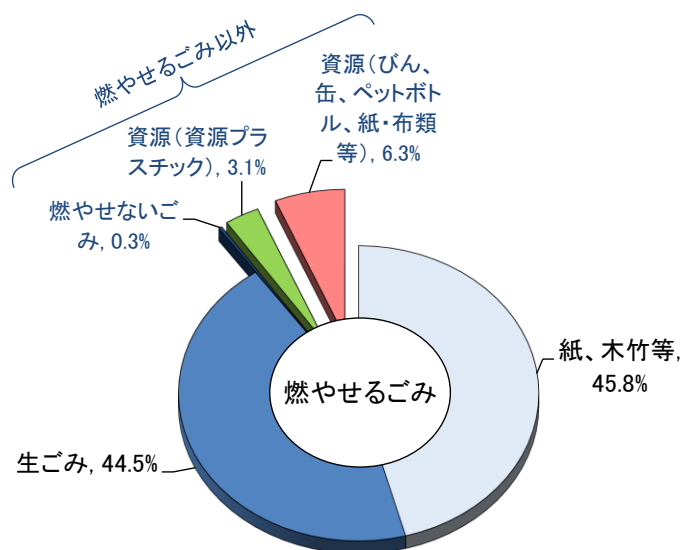


図 3-1-11 燃やせるごみの組成調査（平成 27 年度実績）

1.3 ごみの発生抑制の現状

(1) 家庭系ごみの発生抑制策

家庭系ごみの発生抑制策を次に示します。

1) 家庭用生ごみ処理容器等購入費補助制度

家庭において、生ごみを堆肥にする「生ごみ処理機器」に対する補助制度を実施しています。

2) 家庭菜園講座

生ごみから製造する堆肥の有効活用を目的とし、市民を対象とした家庭菜園講座を実施しています。

3) 家庭用剪定枝粉碎機の無料貸し出し

家庭の庭木剪定で発生する枝葉を粉碎処理して、堆肥の原料、雑草抑止や土の乾燥予防等に活用いただくよう、剪定枝粉碎機の無料貸し出しを実施しています。

4) ごみを減らしてきれいな街づくり表彰

ごみの資源化及び減量化並びにごみ集積所の美化について、顕著な功績のあった個人や団体を顕彰する「ごみを減らしてきれいな街づくり表彰」を実施しています。

5) マイバッグの使用

マイバッグの利用促進を図るため、マイバッグ作成講習会及びマイバッグコンテストを開催しています。

6) ノーレジ袋キャンペーン

マイバッグの利用でレジ袋が削減されることによる「ごみの減量」「資源の節約」及び「地球温暖化防止」を目的とした「ノーレジ袋キャンペーン」を、市内商工会や事業所に協力をいただき実施しています。

7) 資源集団回収事業報償金制度

住民の日常生活から排出される廃棄物の中から、紙類や古衣料といった再利用できる資源を自主的に回収する団体に対して、報償金を交付しています。

8) 廃棄物減量等推進員制度

ごみの減量や資源化を推進するため、地域と衛生組合とを結ぶパイプ役である「廃棄物減量等推進員」を管理者が委嘱しています。

9) 指定ごみ袋

ごみの減量や収集の安全性の向上、効率化を促進するため、家庭から排出されるごみのうち「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」のごみの排出について、指定ごみ袋を導入しています。

(2) 事業系ごみの発生抑制策

事業系ごみの発生抑制策を次に示します。

1) 多量排出事業者制度

「月平均 1.5 トン以上」の事業系一般廃棄物を衛生組合に搬入している事業者を「多量排出者」とし、事業系一般廃棄物の減量及び適切な処理に関する業務を担当する「事業系一般廃棄物管理責任者」の選任及び衛生組合への届出、事業系一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する計画の策定及び衛生組合への提出が義務付けられます。

2) 業務用生ごみ処理機器購入費等補助制度

生ごみ減量化の一環として、店舗等から排出される生ごみの堆肥化、飼料化及び減量化を目的とする『業務用生ごみ処理機器』について、購入費の一部を補助しています。

3) ごみを減らしてきれいな街づくり表彰

ごみの資源化及び減量化について、顕著な功績のあった事業所を顕彰する「ごみを減らしてきれいな街づくり表彰」を実施しています。

1.4 資源化の状況

(1) 資源化の状況

本市は、資源の分別収集*及び集団回収*、中間処理工程における資源回収、生ごみ及び剪定枝の堆肥化や焼却灰のセメント原料化等、様々な取り組みを行っています。平成 26 年度におけるリサイクル率は 32.3%となっており、表 3-1-1 に示すとおり、全国及び埼玉県の実績値に比較して高い値となっています。

リサイクル率の推移は図 3-1-12 に示すとおり、近年増加傾向となっています。

表 3-1-1 リサイクル率の比較

項目	久喜市	全国	埼玉県
ごみ総排出量 (t)	48,105	44,316,662	2,392,053
再生利用*量 (t)	15,527	9,129,263	589,040
リサイクル率 (%)	32.3	20.6	24.6

出典：本市は平成 26 年度実績値

全国実績値、埼玉県実績値は環境省一般廃棄物処理実態調査平成 26 年度

リサイクル率=再生利用量÷ごみ総排出量×100

再生利用量は集団回収量、直接資源化量、中間処理後資源化量の合計

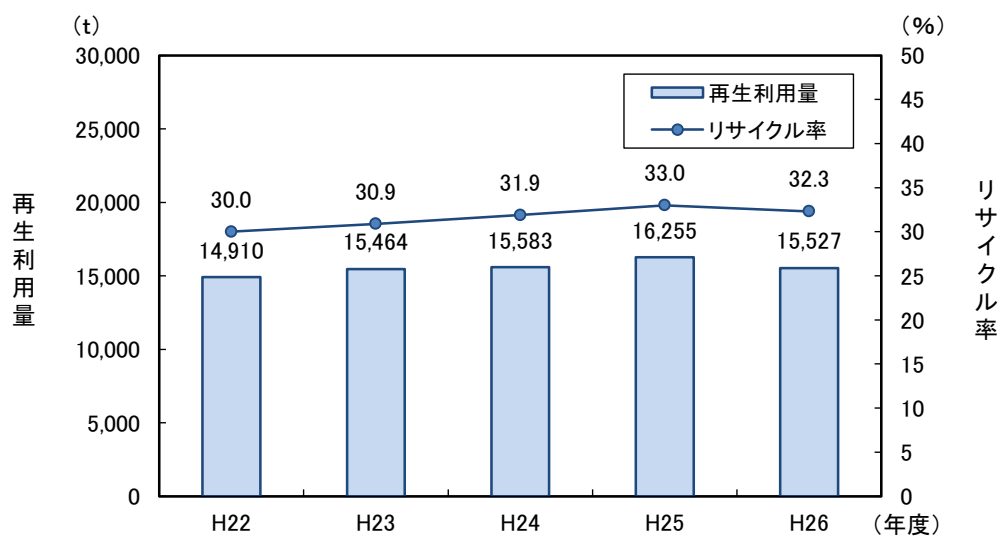


図 3-1-12 リサイクル率の推移

(2) 資源排出量の割合

ごみ排出量の割合は、図 3-1-13 に示すとおりです。ごみ排出量（集団回収量除く）に対する資源排出量の割合は、23.5%となっています。内訳は紙類・衣類が 11.5%、資源プラスチック類（容器包装プラスチック含む）6.6%、飲食料用びん・缶・ペットボトル 4.2%、台所資源（生ごみ）1.2%、燃やせるごみ 3.8%、粗大ごみ 1.1%、燃やせないごみ 0.3%、有害ごみ 0.3%、資源（紙類・衣類等）5,344t、資源（資源プラ類）3,073t、粗大ごみ 497t、有害ごみ 115t、燃やせないごみ 1,755t、資源（飲食料用びん・缶・ペットボトル）1,947t、資源（台所資源（生ごみ））570t、燃やせるごみ 33,004t、合計 46,305t

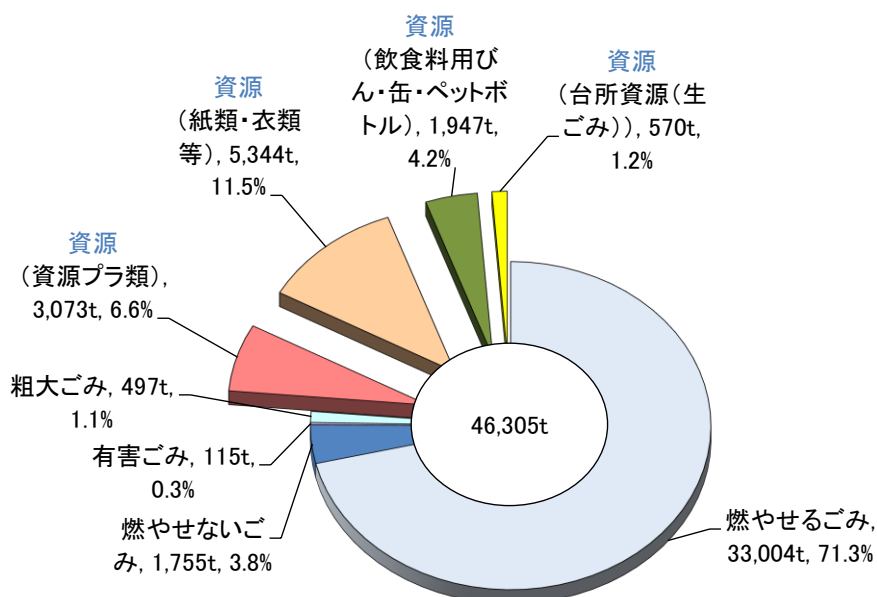


図 3-1-13 ごみ排出量の割合（平成 26 年度実績：集団回収量を除く）

(3) 紙類・衣類の収集量

紙類・衣類の収集量の推移は、図 3-1-14 に示すとおりです。資源の中で最も高い割合を占めている紙類・衣類の収集量は横ばいで推移しており、約 5,000 t～6,000 t となっています。

ごみ総排出量のうち、紙類・布類の占める割合は約 10%～12%の間で推移しています。

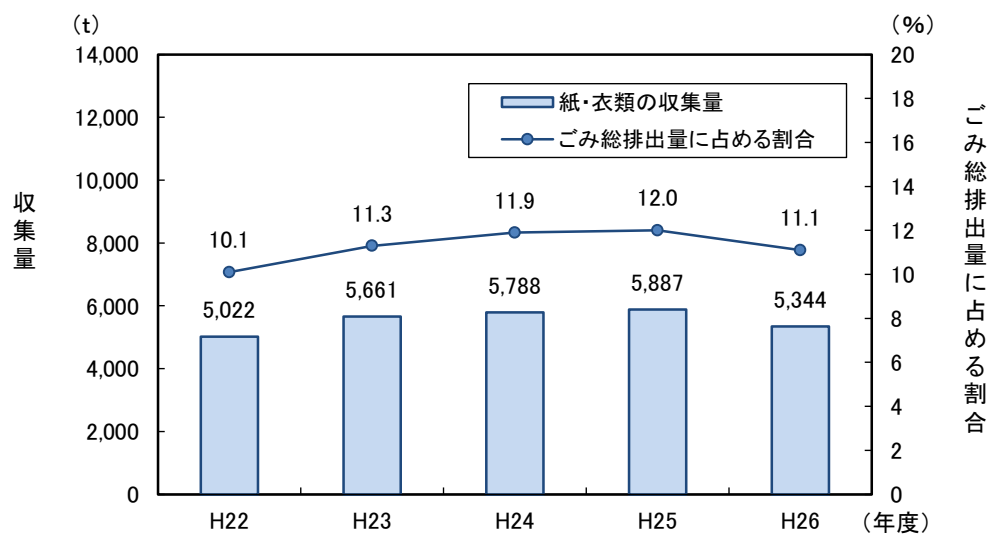


図 3-1-14 紙類・衣類の収集量の推移

(4) 集団回収量

集団回収量の推移は、図 3-1-15 に示すとおりです。集団回収量は平成 22 年度に 2,472 t ですが、平成 26 年度には 1,800 t となり、約 27%減少しています。減少の要因は、ペーパーレス化の進捗により発生量自体が減少傾向にあること、また少子化の影響による集団回収への参加者の減少による影響等が考えられます。

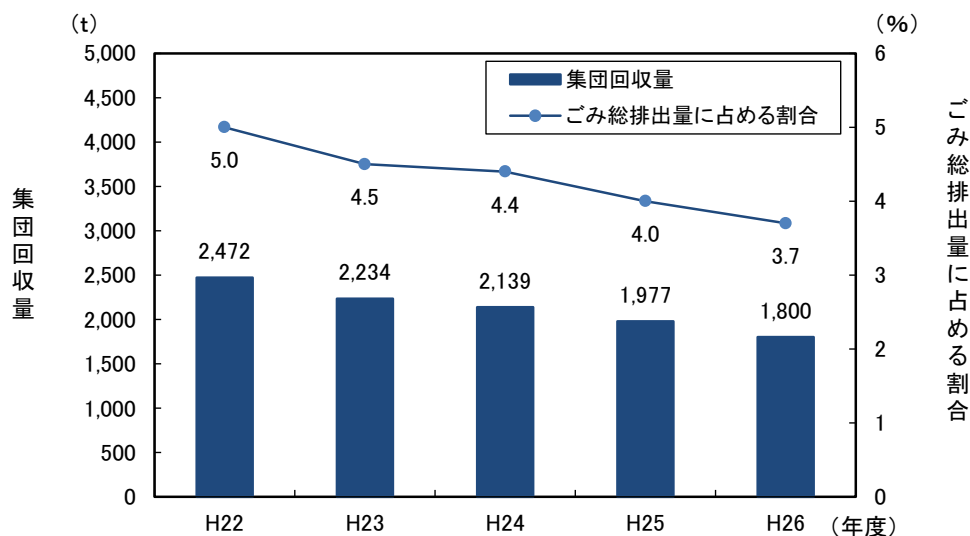


図 3-1-15 集団回収量の推移

(5) 生ごみ及び剪定枝の資源化量

生ごみ及び剪定枝の資源化量は、図 3-1-16 に示すとおりです。久喜宮代清掃センター処理対象区域の一部の地区では、HDM システム*による生ごみ減容化及び堆肥化处理により、生ごみを資源化（堆肥化）しています。また、同処理区域全体を対象として一般家庭等から直接持ち込みされる剪定枝を資源化（堆肥化）しています。

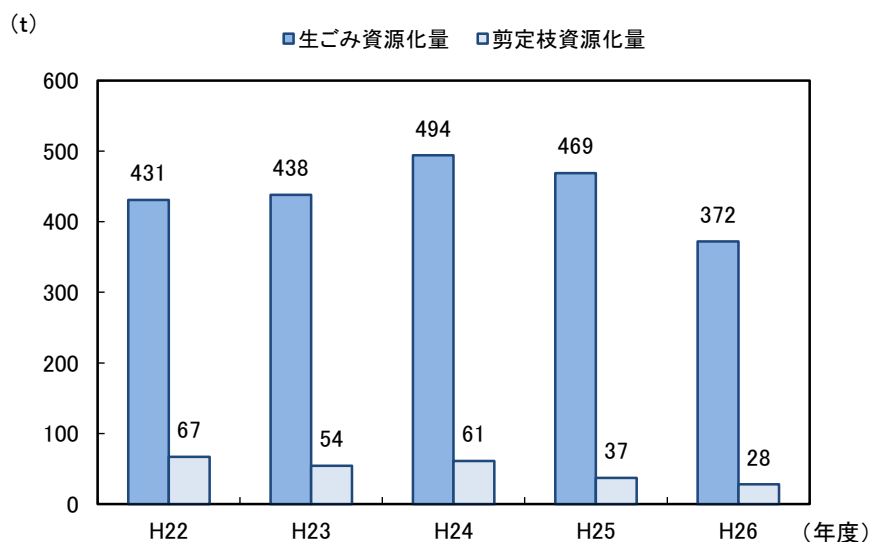


図 3-1-16 生ごみ及び剪定枝の資源化量

1.5 収集・運搬の状況

(1) ごみ分別の区分

ごみの分別区分の現状は、表 3-1-2 に示すとおりです。本市は市町村合併に伴い 3 箇所の清掃センターの処理対象区域で一部の品目について分別区分や排出方法が異なっています。

表 3-1-2 分別区分の現状（平成 28 年度）

処理対象 区域 区分	久喜宮代清掃センター		菖蒲清掃センター		八甫清掃センター	
	品目	排出容器	品目	排出容器	品目	排出容器
資源	飲食用ビン	透明・無色 半透明袋 (混合)	飲食用ビン	透明・無色 半透明袋 (混合)	飲食用ビン	ネット又はコ ンテナ (混合)
	飲料用の缶		飲料用の缶		飲料用の缶	
	食料品の缶		食料品の缶		—	
	ペットボトル (飲料、酒、調味料)		ペットボトル (飲料、酒、調味料)		ペットボトル (飲料、酒、調味料)	
	新聞、チラシ	ひもで縛る	新聞、チラシ	ひもで縛る	新聞、チラシ	ひもで縛る
	雑誌・ざつがみ	ひもで縛る	雑誌・ざつがみ	ひもで縛る	雑誌・ざつがみ	ひもで縛る
	段ボール	ひもで縛る	段ボール	ひもで縛る	段ボール	ひもで縛る
	飲料用紙パック	ひもで縛る	飲料用紙パック	ひもで縛る	飲料用紙パック	ひもで縛る
	布・衣類	ひもで縛る	布・衣類	ひもで縛る	布・衣類	ひもで縛る
	—	—	プラスチック製容器包装	透明・無色 半透明袋	プラスチック製容器包装	透明・無色 半透明袋
	資源プラスチック類 (プラスチック製容器包装 を含む)	透明・無色 半透明袋	—	—	—	—
生ごみ (堆肥化推進地区のみ)	専用袋	—	—	—	—	
有害ごみ	蛍光管等	透明・無色 半透明袋	蛍光管等	透明・無色 半透明袋	蛍光管等	透明・無色 半透明袋
	乾電池	透明・無色 半透明袋	乾電池	透明・無色 半透明袋	乾電池	透明・無色 半透明袋
	スプレー缶、ガスボンベ	透明・無色 半透明袋	スプレー缶、ガスボンベ	透明・無色 半透明袋	スプレー缶、ガスボンベ	透明・無色 半透明袋
	ライター	透明・無色 半透明袋	ライター	透明・無色 半透明袋	ライター	透明・無色 半透明袋
燃やせるごみ	燃やせるごみ	指定袋	燃やせるごみ	指定袋	燃やせるごみ	指定袋
燃やせないごみ	燃やせないごみ	指定袋	燃やせないごみ	指定袋	燃やせないごみ	指定袋
粗大ごみ	粗大ごみ	—	粗大ごみ	—	粗大ごみ	—

凡例: 分別方法や排出方法が異なる品目

(2) 自己搬入

家庭系の自己搬入ごみと事業系の自己搬入ごみの内容と出し方は、表 3-1-3 に示すとおりです。

表 3-1-3 自己搬入

区 分	内 容	出し方
家庭系の自己搬入ごみ	引越し、大掃除等で多量に出されるごみ等	各清掃センターへ直接持ち込み。 (手数料は 200 円/10kg。ただし、粗大ごみについては 500 円/品。)
事業系の自己搬入ごみ	商店・飲食店・事務所等事業所から出るごみ	各清掃センターへ直接持ち込み。 (手数料は 200 円/10kg)

(3) ごみ袋の現状

指定ごみ袋の種類及び内容は、表 3-1-4 に示すとおりです。「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」のごみの排出について、平成 24 年 4 月 1 日から市内全域で統一した指定ごみ袋を導入しています。

表 3-1-4 指定ごみ袋の種類及び内容

袋の種類	燃やせるごみ用指定袋	燃やせないごみ用指定袋
袋の大きさ	10 ℓ、20 ℓ、30 ℓ、45 ℓ	
費用負担	実費負担方式 (袋の製造販売費相当額で購入していただきます)	
色	無色半透明・緑字印刷	無色透明・赤字印刷
分別の種類	燃やせるごみ 【主な品目】 生ごみ、タバコの吸がら、くつ類、ボール、草、枝葉、帽子、はんでん、乾燥剤、保冷剤等	燃やせないごみ 【主な品目】 せともの、なべ、やかん、コップ、ガラス製品、刃物、化粧品のびん、白熱電球、金属系のおもちゃ等

(4) ごみ集積所

本市には、平成 28 年 4 月 1 日現在で 4,888 ヶ所の集積所があります。ごみ集積所を清潔に維持管理する地域の活動を支援するため、ごみ集積所の清掃活動や維持管理に必要な経費の一部を助成しています。

(5) ふれあい収集

平成 14 年 4 月 1 日から、高齢の方や障がい等をお持ちの方で「ごみ・資源」を集積所に出すことが難しい方を対象に、戸別収集* (ふれあい収集) を実施しています。自宅の門前又は玄関前に出すことができます。

1.6 中間処理の状況

(1) 中間処理施設の現状

各清掃センターの概要は表 3-1-6 に、施設の位置は図 3-1-17 に示すとおりです。
本市は、衛生組合が所管する 3 箇所の清掃センターで処理を行っています。

表 3-1-6 ごみ処理施設の概要

■久喜宮代清掃センター

施設	竣工年	処理方式	処理能力	
焼却施設	1号炉	昭和 50 (1975) 年	ストーカ式	75 t/24h
	2号炉	昭和 55 (1980) 年	ストーカ式	75 t/24h
粗大ごみ処理施設	平成 2 (1990) 年	回転衝撃式破碎及び選別	30 t/ 5h	
剪定枝資源化設備	平成 12 (2000) 年	二軸せん断方式	2 t/ 5h	
生ごみ減容化及び堆肥化処理施設	平成 21 (2009) 年	HDM システム	4 t/日	

※焼却施設の改修工事の概要

平成 18～19 年度に焼却炉排ガス高度処理設備整備・2号炉他大規模改修工事を実施（バグフィルター設置等）

■菖蒲清掃センター

施設	竣工年	処理方式	処理能力
焼却施設	平成元 (1989) 年	ストーカ式	15 t/8h × 2 基
粗大ごみ処理施設	平成元 (1989) 年	回転衝撃式破碎及び選別	10 t/ 5h

※焼却施設の改修工事の概要

平成 12～13 年度にダイオキシン*対策の基幹改修工事を実施（排ガス高度処理施設整備工事、灰固形化施設整備工事）

■八甫清掃センター

施設	竣工年	処理方式	処理能力
焼却施設	昭和 63 (1988) 年	流動床式	52.5t/24h × 2 基
粗大ごみ処理施設	平成元 (1989) 年	回転衝撃式破碎及び選別	30 t/ 5h

※焼却施設の改修工事の概要

- 平成 11～12 年度に排ガス高度処理施設改造工事を実施（ろ過式集塵器、触媒脱硝塔の設置、1 日 16 時間運転から 24 時間連続運転へ）
- 平成 25～26 年度に基幹的設備改良工事を実施

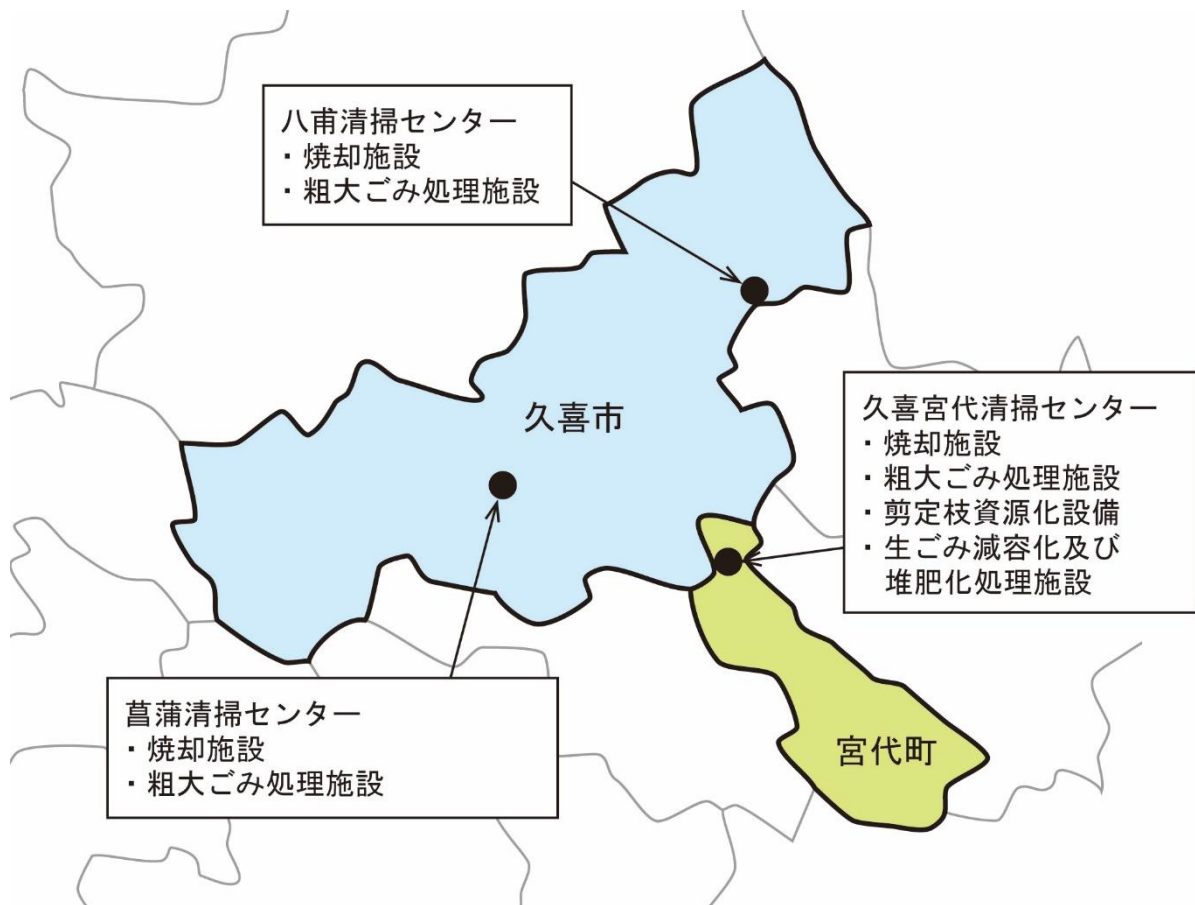


図 3-1-17 施設の位置

(2) ごみ焼却量

ごみ焼却量の推移は、図 3-1-18 に示すとおりです。ごみ焼却量（3 箇所清掃センター合計）については、平成 22 年度～平成 24 年度まで減少傾向を示していましたが、平成 24 年度以降は横ばいで推移しており、平成 26 年度の焼却処理量は、約 34,000 t です。これを 1 年間の稼働日数 280 日で除して 1 日当たりの処理量に算出すると約 121 t になります。

これは、3 箇所清掃センターの処理能力の合計である 285 t/日より少ない数値であります。現在、3 箇所清掃センターは、稼働後 27 年～40 年以上が経過（平成 28 年 7 月現在）し、施設の老朽化や損傷が進行しています。また、ごみ質*の多様化も重なり処理能力を十分に発揮できない状況となっております。

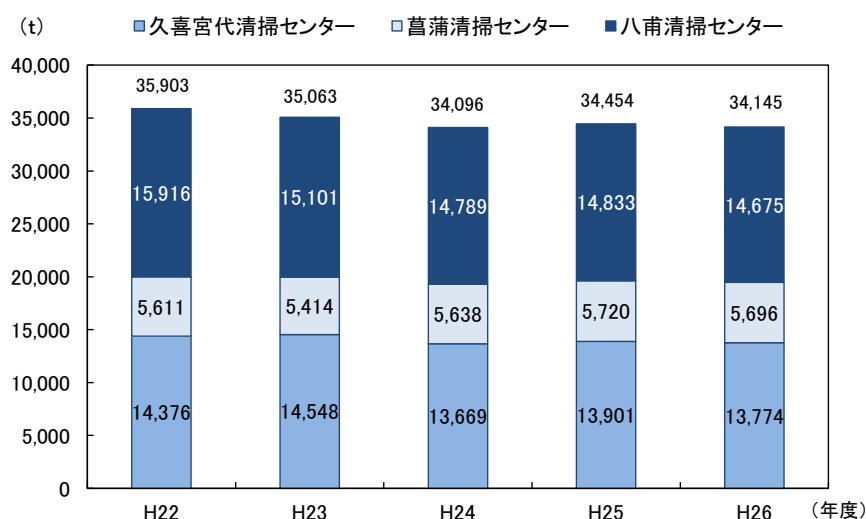


図 3-1-18 ごみ焼却量の推移

(3) 民間委託処理

1) 久喜宮代清掃センター

資源プラスチック類及び飲食料用びん・缶・ペットボトルについては、民間の処理業者に選別処理を委託しています。また、スプレー缶、蛍光管等、乾電池、焼却灰及びばいじん*については、専門の処理業者に資源化を委託しています。

2) 菖蒲清掃センター

プラスチック製容器包装及び飲食料用びん・缶・ペットボトルについては、民間の処理業者に選別処理を委託しています。また、スプレー缶、蛍光管等、乾電池及び焼却灰については、専門の処理業者に資源化を委託しています。

3) 八甫清掃センター

プラスチック製容器包装及びペットボトルについては、民間の処理業者に選別処理を委託しています。また、スプレー缶、蛍光管等、乾電池、焼却灰及びばいじん*については、専門の処理業者に資源化を委託しています。

1.7 最終処分の状況

最終処理フローは、図 3-1-19 に示すとおりです。本市はごみの発生抑制*、資源化に取り組んでおり、焼却灰、ばいじんの一部は、セメントの原料、人工砂、路盤材の原料として資源化されたことにより、平成 26 年度における最終処分量は 3.4% となり、全国及び埼玉県の前年実績値に比較して高い水準にあります。焼却灰、ばいじんの一部とびん・缶残渣*、不燃残渣は群馬県草津町、埼玉県寄居町で最終処分をしています。

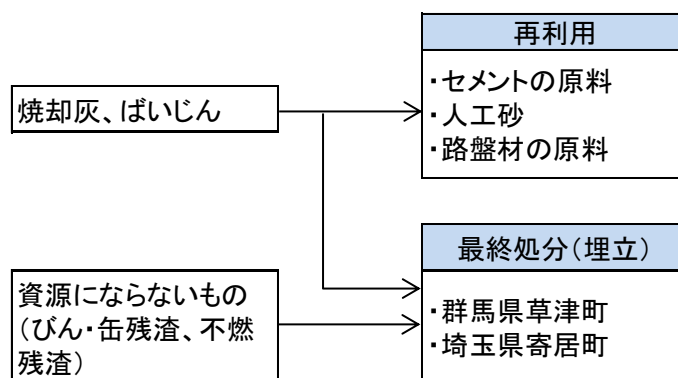


図 3-1-19 最終処理フロー

表 3-1-7 最終処分率の比較

項目	久喜市	全国	埼玉県
ごみ総排出量 (t)	48,105	44,316,662	2,392,053
最終処分量 (t)	1,647	4,302,244	124,075
最終処分率 (%)	3.4	9.7	5.2

出典：本市は平成 26 年度実績値

全国実績値、埼玉県実績値は環境省一般廃棄物処理実態調査平成 26 年度

最終処分率 = 最終処分量 ÷ ごみ総排出量 × 100

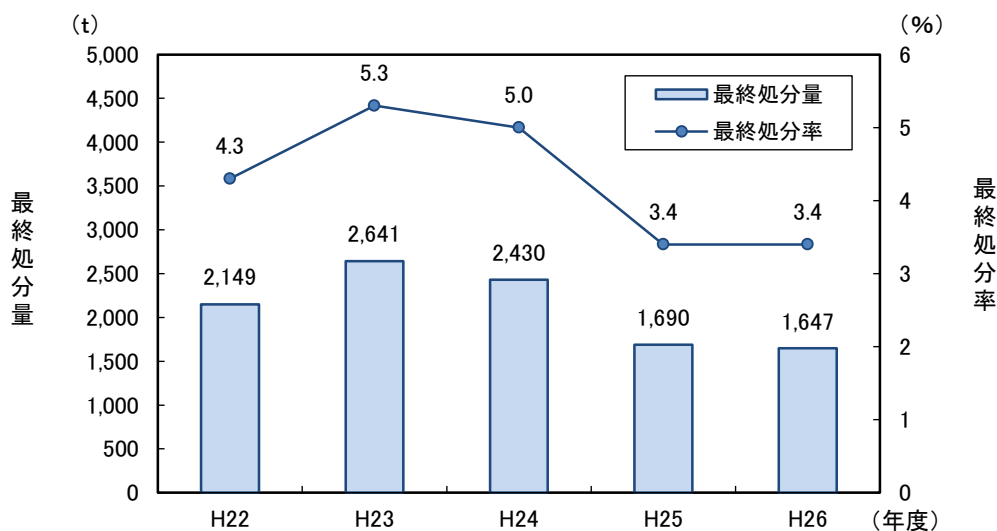


図 3-1-20 最終処分率の推移

1.8 ごみ処理量等の実績

ごみ処理量等の実績は、表 3-1-8 に示すとおりです。

表 3-1-8 ごみ処理量等の実績

(単位:t/年)

項 目	H22	H23	H24	H25	H26
焼却処理量	35,903	35,063	34,096	34,454	34,145
燃やせるごみ(全量)	34,601	33,786	32,606	33,085	32,983
破碎処理後焼却処理量ほか	1,246	1,221	1,430	1,314	1,107
生ごみ残渣	56	56	60	55	55
剪定枝資源化	68	54	60	37	28
生ごみ減容化及び堆肥化(生ごみ回収量)	513	438	494	469	372
最終処分量	2,149	2,641	2,430	1,690	1,647
直接埋立	191	267	250	53	44
焼却残渣	1,100	1,451	1,371	839	854
中間処理施設処理残渣	858	923	809	798	749
再生利用量	14,910	15,464	15,583	16,255	15,527
直接資源化量	8,133	9,160	9,615	9,739	9,165
プラスチック製容器包装	1,647	2,028	2,397	2,416	2,434
紙類・衣類等	5,010	5,682	5,783	5,887	5,341
飲料用びん・缶・ペットボトル	1,476	1,450	1,435	1,436	1,390
中間処理後再生利用量	4,305	4,070	3,829	4,539	4,562
焼却灰・ばいじん資源化量 (セメント・路盤材の原料、人工砂)	2,617	2,336	2,163	2,741	2,811
生ごみ施設投入量	431	438	494	469	372
剪定枝資源化量	67	54	61	37	28
ガラス・金属類	936	1,003	890	976	928
飲料用びん・缶(八甫のみ)	254	239	221	221	211
ふとん	—	—	—	4	12
小型家電リサイクル	—	—	—	91	200
集団回収量	2,472	2,234	2,139	1,977	1,800

注1. 端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

1.9 上位の計画

(1) 国、県の動向

1) 国の廃棄物処理の目標

① 第3次循環型社会*形成推進基本計画（平成25年5月）による目標

「第1次循環型社会形成推進基本計画」は、循環型社会形成推進基本法*第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成15年3月に策定されました。第1次計画は、計画策定後5年を目途に見直しを行うこととされており、平成19年度における中央環境審議会での見直しの審議を踏まえ、平成20年3月に「第2次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、平成25年5月に「第3次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。

第3次計画では、環境保全は人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題となっていることを踏まえて内容を充実・強化し、循環型社会の形成を一層推進することとされています。また、循環型社会形成のための数値目標を拡充し、一般廃棄物の減量化に関する取組指標については、表3-1-9とおりに設定されました。

表 3-1-9 第3次循環型社会形成推進基本計画での目標

区 分	基準年	目標年	数 値 目 標
全体	平成 12年度	平成 32年度	1人1日当たりのごみ排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）を平成12年度比で約25%削減。
生活系ごみ※1			1人1日当たりの生活系ごみ排出量（集団回収量、資源ごみ等を除く）を平成12年度比で約25%削減。
事業系ごみ※2			事業系ごみの「総量」について、平成12年度比で約35%削減。

※1. 生活系ごみについては、粗大ごみは減量対象に含みますが、資源として回収されるものは含みません。

※2. 事業系ごみについては、事業所規模によりごみ排出量の差が顕著であるため、1事業所当たりでなく、総量について目標を設定しました。

② 国の廃棄物処理法に基づく基本方針（平成28年1月）による目標

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の2第1項の規定に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月環境省告示第34号）について、所要の変更が行われました。

廃棄物の減量化の目標量については、「第3次循環型社会形成推進基本計画」に掲げられた目標と整合をとり、表3-1-10に示すとおりです。

表 3-1-10 廃棄物処理法に基づく基本方針での目標

区 分	基準年	目標年	数 値 目 標
排出量	平成 24 年度	平成 32 年度	平成 24 年度比約 12%削減
1人1日当たりの家庭系ごみ量			500g/人・日
再生利用量			約 27%に増加
最終処分量			平成 24 年度比約 14%削減

2) 県の廃棄物処理の目標

① 埼玉県「第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画」(平成 28 年 3 月)による目標

「第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画」では、目指すべき「廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会」の実現を見据え、廃棄物の現状分析と将来予測等を踏まえた上で、目標値が定められています。

一般廃棄物については、前計画を継承し、国の計画等に沿って、家庭系ごみと事業系ごみの排出量について、それぞれ目標値を設定するとともに、最終処分量の目標値を設定して最終処分量の削減を目指すこととされています。第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画での目標は、表 3-1-11 に示すとおりです。

ア. 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量【一般廃棄物】

平成 32 年度の県民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を 503g/人・日に削減します。これは、平成 25 年度実績 541g/人・日から約 7%削減することとなります。

イ. 事業系ごみ排出量【一般廃棄物】

平成 32 年度の事業系ごみ排出量を 488 千トンに削減します。これは、平成 25 年度実績 543 千トンから約 10%削減することとなります。

ウ. 1人1日当たりの最終処分量【一般廃棄物】

平成 32 年度の 1 人 1 日当たりの最終処分量を 44g/人・日とします。これは、平成 25 年度実績 49g/人・日から約 10%削減することとなります。

表 3-1-11 第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画での目標

区 分	単 位	実績	予測		目標	
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	平成 37 年度	平成 32 年度
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	541	531	516	502	503
事業系ごみ排出量	千トン	543	543	543	543	488
1人1日当たりの最終処分量	g/人・日	49	48	48	48	44

(2) 本市の関連計画

■久喜市総合振興計画

将来像	豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市 ～人と愛 水と緑 市民主役のまち～
まちづくりの 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくり ・市民主役のまちづくり ・共生を大切にすまちづくり ・安全・安心を重視したまちづくり
計画期間	平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間
将来人口	平成 34 年に 150,900 人
本計画に関連する施策	<p>【廃棄物処理の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化運動の推進 ・ごみ収集・運搬体制の充実 ・ごみ処理体制の充実

■久喜市環境基本計画

環境像	水と緑と街が調和した豊かな環境を 守り・育て・未来につなぐまち『久喜』
環境目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地球にやさしい循環型のまち ・豊かな自然と人がともに生きるまち ・健康で安全に暮らせるまち ・みんなで取り組む環境づくりのまち
計画期間	平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間
本計画に関連する施策	<p>【ごみの適正処理の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集の安全かつ効率的な体制の整備等、ごみの適正処理を推進します。 <p>【ごみの減量・リサイクルの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルの目標等、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」と整合した施策を展開します。 ・分別排出の徹底等により、ごみの発生抑制を実施します。 ・市民、事業者及び行政の協働によるごみの減量化とリサイクルを推進します。

本市では、将来像の実現に向けて、ごみ処理についても各種の施策を展開していきます。

また、一層の減量化・リサイクルと適正処理を促進し、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指すため、啓発活動の推進と幅広い協働体制の構築に努めながら、ごみ処理・減量・リサイクル体制の充実に積極的に取り組んでいきます。

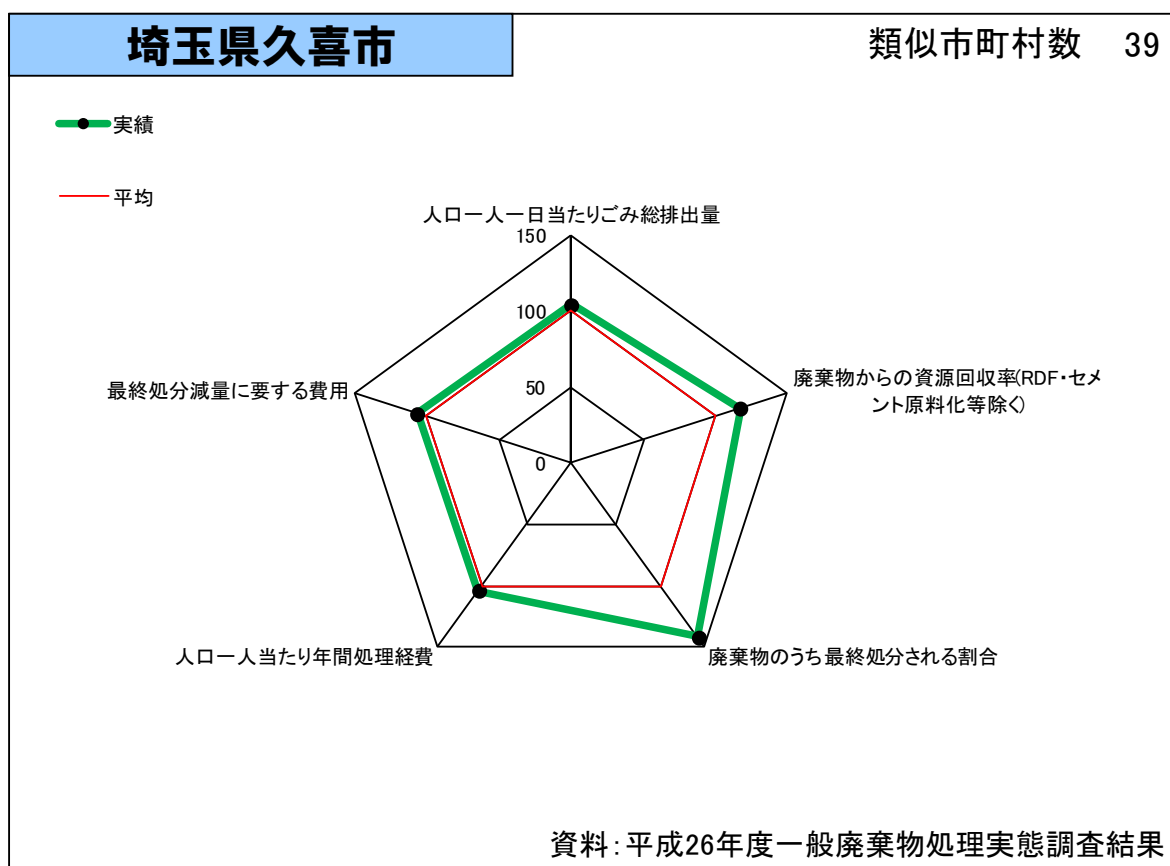
1.10 類似市町村との比較

(1) 主要な指標に関する類似市町村との比較

本市のごみ処理について客観的に評価するため、主要な指標を抽出し類似市町村の平均値と比較を行いました。主要な指標については、環境省が示す「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量、廃棄物からの資源回収率（RDF*・セメント原料化等を除く）、廃棄物のうち最終処分される割合、人口 1 人当たり年間処理経費、最終処分減量としました。

類似市町村は、都市形態、人口規模、産業構造の 3 つの要素に基づき、総務省が類型化した市町村を示し、本市の類似市町村数については、39 市となっています（表 3-1-12 P38）。

類似市町村との比較結果を図 3-1-21 に示します。本市は、全ての指標について類似市町村より優れる結果となっています。



※本チャートにおける評価の見方

赤い線で結んだ5角形が類似市町村の平均値です。平均値を100として、これよりも外側に本市の数値が打点されていれば、類似市町村よりも優れていることを意味します。

図 3-1-21 類似市町村との比較

(2) 類似市町村との比較結果

類似市町村との比較結果は、表 3-1-12 に示すとおりです。

表 3-1-12 類似市町村との比較（全体）

市町村名	人口 (人)	人口1人1日当 たりごみ総排 出量 (g/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く) (%)	廃棄物のうち最 終処分される 割合(%)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
東京都日野市	180,646	682	27.4%	0.2%	11,943	38,697
東京都府中市	254,972	702	38.5%	0.0%	14,405	49,222
東京都西東京市	198,026	714	35.1%	0.0%	14,388	45,694
東京都東村山市	151,593	720	36.5%	0.0%	15,051	48,899
東京都三鷹市	181,751	738	32.6%	0.0%	11,553	37,336
東京都調布市	224,283	740	38.5%	7.2%	12,716	44,068
東京都小平市	186,873	750	26.0%	0.2%	13,208	39,751
東京都立川市	179,140	796	30.6%	0.1%	17,548	51,492
千葉県八千代市	193,861	803	18.6%	7.3%	13,933	48,704
埼玉県新座市	163,107	805	28.6%	4.3%	8,922	28,743
東京都町田市	426,448	820	25.4%	0.0%	14,225	47,263
千葉県佐倉市	177,618	823	20.5%	2.7%	7,433	25,063
千葉県市川市	472,387	827	19.4%	10.7%	9,415	30,683
東京都八王子市	562,940	835	26.0%	0.2%	15,956	44,158
千葉県野田市	156,000	839	26.5%	5.4%	10,403	29,323
京都府宇治市	190,967	840	21.2%	14.7%	11,104	38,791
沖縄県那覇市	322,929	846	15.4%	4.1%	9,689	31,300
埼玉県久喜市	154,877	850	28.9%	3.4%	11,805	33,882
千葉県松戸市	487,304	851	23.9%	10.1%	11,245	33,204
埼玉県狭山市	154,567	853	29.4%	0.7%	12,525	36,547
神奈川県秦野市	164,476	866	22.7%	5.9%	11,637	35,148
埼玉県上尾市	228,040	872	16.9%	8.7%	10,279	31,706
埼玉県入間市	150,060	886	22.4%	7.6%	10,734	32,782
大阪府和泉市	187,426	894	13.0%	12.9%	10,251	34,723
神奈川県藤沢市	419,916	894	30.1%	0.1%	14,481	43,458
千葉県流山市	172,026	902	23.0%	16.9%	13,357	39,270
兵庫県伊丹市	201,658	905	17.3%	14.0%	8,453	28,438
兵庫県川西市	160,287	913	23.4%	6.7%	14,221	45,170
千葉県習志野市	166,179	938	22.2%	3.1%	13,088	38,297
千葉県市原市	280,477	981	19.2%	5.9%	9,220	26,599
神奈川県鎌倉市	177,765	1,031	48.2%	0.0%	20,048	44,998
茨城県ひたちなか市	159,377	1,046	17.2%	3.7%	7,155	18,023
山口県宇部市	170,845	1,062	32.0%	10.5%	11,756	33,286
千葉県浦安市	162,833	1,070	17.2%	8.4%	14,534	36,438
三重県津市	280,647	1,076	19.1%	9.2%	15,824	35,805
北海道苫小牧市	174,136	1,094	28.2%	12.7%	10,281	29,023
徳島県徳島市	257,067	1,100	15.1%	17.2%	14,977	35,634
北海道釧路市	178,698	1,132	17.6%	12.2%	12,518	33,031
福島県福島市	283,302	1,310	10.7%	3.5%	10,626	14,892
平均	—	892	24.7%	5.9%	12,331	36,398

注1: 人口は10月1日現在のため、他の表の人口等と若干異なります。

注2: 市町村の順番は「人口1人1日当たりごみ総排出量」の昇順で並べています。

1) 人口1人1日当たりの総排出量

人口1人1日当たりの総排出量について、本市は、850g/人・日となっており、これは類似市町村平均値の892g/人・日より「42g/人・日」減量化が進んだ値です。

2) 廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化を除く）

資源回収率について、本市は、28.9%となっており、これは類似市町村平均値の24.7%より「4.2ポイント」資源化が進んだ値です。

3) 廃棄物のうち最終処分される割合

最終処分される割合について、本市は、3.4%となっており、これは類似市町村平均値の5.9%より「2.5ポイント」処分量が削減されている値です。

4) 1人当たりの年間処理経費

1人当たりの年間処理経費について、本市は、11,805円/人となっており、これは類似市町村平均値の12,331円/人より、「526円/人」低い値となっております。人口1人1日当たりの総排出量、資源回収率、最終処分される割合等の他の指標が類似市町村よりも優れた値であることを踏まえると、投資効果の高い取り組みになっていることがわかります。

5) 最終処分減量に要する費用

最終処分に要する費用について、本市は、33,882円/tとなっており、類似市町村平均値の36,398円/tより、「2,516円/t」低い値となっております。1人当たりの年間処理経費と同様に、投資効果の高い取り組みになっていることがわかります。

6) 類似市町村との比較結果

類似市町村との比較結果から、図3-1-21（P37）が示すとおり、類似市町村平均値と比較して優れた結果を示していることが明らかとなり、これまでの取り組みについて一定の成果が確認できました。

1.11 ごみ処理の課題

ごみ処理の現状、国、県の動向、類似市町村との比較検討結果を踏まえ、本市におけるごみ処理の課題は次のとおりです。

(1) ごみの発生抑制

本市の1人1日当たりの総排出量は、国、埼玉県の実績値及び類似市町村の平均値よりも減量化が進んだ値となっていますが（図 3-1-9 P20）、家庭系ごみ、事業系ごみに分けてみていくと課題が見受けられることから、現状に留まらず対策を講じていくことが重要です。

平成26年度の家庭系ごみの1人1日当たりの排出量は、全国及び埼玉県実績値よりも高い値となっている（図 3-1-9 P20）ため、家庭系ごみに対する発生抑制の対策を推進する必要があります。

事業系ごみについては、増加傾向となっている（図 3-1-7 P19）ことから、事業系ごみの排出実態を正しく把握し、効果的な減量化対策を講じていく必要があります。

(2) ごみの資源化

1) 資源化の状況

ごみのリサイクル率は、全国実績値、埼玉県実績値、類似市町村平均値を上回っており（表 3-1-1 P24、表 3-1-12 P38）、ごみの資源化に係る市民の努力、衛生組合の取り組みの成果が見られます。これまで行ってきた取り組みを推進するとともに、リサイクル率をさらに高める取り組みを検討する必要があります。

2) ごみ分別の徹底

燃やせるごみの組成調査（図 3-1-11 P21）からごみの中には資源が多く含まれていることから資源の分別徹底によりリサイクル率の向上を図る必要があります。特に、資源プラスチック類（プラスチック製容器包装を含む）や紙類等は、他の資源と比べて十分に分別されていない可能性があるため、資源の分別排出に向けた意識啓発やごみ出し指導等について、一層の取り組みが必要です。

3) 紙類、衣類の分別徹底

紙類については、ペーパーレス化の普及、分別の徹底等により発生抑制及び資源化を推進する必要があります。

衣類については、リユース*、リペア*等の普及、分別の徹底等により発生抑制及び資源化を推進する必要があります。

4) 集団回収のあり方の検討

集団回収量は年々減少している（図 3-1-15 P26）ため、集団回収について市民に周知徹底し、活動の活発化を促進するとともに、参加者や回収団体を増やしていく必要があります。

5) 生ごみの減量

燃やせるごみの組成調査（図 3-1-11 P21）に示すとおり、生ごみは大きな割合を占めていることから、焼却処理量及び最終処分量を削減するためには、自家処理*の推進や水切り徹底等により、一層の生ごみ減量化を図る必要があります。

6) 剪定枝の資源化に向けた検討

近年、剪定枝の搬入量の減少に伴い、資源化量も減少傾向で推移しているため、収集・運搬方法も含め、資源化に向けた検討が必要です。

(3) 収集・運搬

1) 分別の区分の統一

3 箇所清掃センター処理対象区域ごとに異なっているごみの分別区分を一元化し、ごみ処理の公平化、合理化、効率化を図る必要があります。

2) ごみ集積所の適正管理

集積所における不適正なごみ出し（未分別でのごみ出し、指定された出し方を守らないごみ出し、地区住民以外からの投げ込み等）や資源の持ち去り（特に古紙類）が発生しており、集積所の管理のあり方について検討する必要があります。

3) 安全なごみ収集の継続

収集作業中の引火・爆発等の事故を防ぎ、安全なごみ収集を継続するため、有害ごみ（蛍光管等、乾電池、スプレー缶、ライター）の分別徹底について意識啓発・指導等を継続する必要があります。

4) 事業系ごみの適正な収集・運搬

事業者への事業系ごみの適正な排出方法の周知と併せて、収集運搬業者への事業系ごみの取扱いの周知を引き続き徹底する必要があります。（資源の分別の徹底等）

また、事業系ごみの処理手数料については、負担の公平化の観点も踏まえて定期的に検討を行い、ごみの排出者に適正・公平な負担となるよう配慮する必要があります。

5) 人口減少・超高齢社会への対応

本市では、人口減少、急速な高齢化、要介護者の増加等に伴い、在宅医療廃棄物*や使用済み紙おむつの排出量の増加が予測されます。医療機関、収集運搬業者との連携・協力の下、将来における医療廃棄物や使用済み紙おむつの収集のあり方について検討する必要があります。

また、これまで行ってきた戸別収集（ふれあい収集）に関して、事業の拡充や関連部署、ボランティア等との連携のあり方についても、情勢に応じて見直しが必要です。

6) 収集運搬業務の継承

ごみの収集運搬は、これまで衛生組合で実施してきましたが、将来、本市が主体で実施しても、計画的に収集運搬業務を円滑に継承し、安定した収集運搬を実施する必要があります。

(4) 中間処理

3箇所の清掃センターは老朽化、損傷が進行していることから、安全で安定したごみ処理を継続するため、新たにごみ処理施設の整備を推進する必要があります。

処理経費の削減、適正処理、資源化を推進するため優れたリサイクル技術、処理技術を有した民間事業者の確保を図る必要があります。

(5) 最終処分

本市は最終処分場*を有しておらず、自区内での最終処分場の確保等について検討を行い、最終処分の委託先を継続的に確保する必要があります。

また、最終処分量を削減するために、ごみの発生抑制・資源化の推進、分別の徹底、焼却残渣リサイクルの委託先の確保を図る必要があります。さらに、最終処分の受入先については、2事業者以上を確保することでリスクを分散させる必要があります。

2. 人口とごみ処理量の将来予測

2.1 将来人口の設定

本市の将来人口は、表 3-2-1 に示すとおりです。平成 27 年以降の本市の将来人口は、人口ビジョンにより推計人口を基本として設定しました。

表 3-2-1 本市の将来人口

単位: 人

	H26	H34	H39	H44
久喜市	154,997	148,257	144,223	139,404

出典:久喜市人口ビジョン

注1. 網掛けは実績値を示します。

2. 各年4月1日時点の人口を示します。

2.2 ごみ処理量の予測

(1) ごみ処理量の予測の設定条件

ごみ処理量の予測に関する特記事項を以下に示します。

1. 将来予測は「現状推移時」を基本として、平成 27～44 年度までのごみ排出量、処理・処分量を算出しました。
2. 将来のごみ排出量、処理・処分量は、過年度の推移状況や直近年次の実績値より推計しました。
3. 将来予測は、清掃センター別に行い、合算することで市全体での予測値としました。

(2) ごみ処理量の予測結果

現状推移時のごみ排出量、処理・処分量の予測結果は、表 3-2-2 に示すとおりです。

表 3-2-2 ごみ排出量、処理・処分量の予測結果 [現状推移時]

項目	単位	H22	H26	H34	H39	H44
人口 (4月1日)	人	157,007	154,997	148,257	144,223	139,404
年間日数	日	365	365	365	366	365
ごみ総排出量	t/年	49,708	48,105	46,631	45,630	44,188
計画処理量	t/年	47,236	46,305	44,829	43,883	42,511
家庭系						
家庭系合計	t/年	39,467	37,509	35,959	35,062	33,787
ごみ合計	t/年	30,188	27,114	25,948	25,298	24,377
資源合計	t/年	9,279	10,395	10,011	9,764	9,410
事業系						
事業系合計	t/年	7,769	8,796	8,870	8,821	8,724
ごみ合計	t/年	7,142	8,257	8,349	8,309	8,231
資源合計	t/年	627	539	521	512	493
集団回収量	t/年	2,472	1,800	1,802	1,747	1,677
ごみ総排出量原単位	g/人・日	867.4	850.3	861.7	864.4	868.4
家庭系ごみ原単位(ごみ+資源)	g/人・日	688.7	663.0	664.5	664.2	664.0
家庭系ごみ原単位(ごみ)	g/人・日	526.8	479.3	479.5	479.3	479.1
家庭系ごみ原単位(資源)	g/人・日	161.9	183.7	185.0	185.0	184.9
事業系ごみ原単位(ごみ+資源)	t/日	21.3	24.1	24.3	24.1	23.9
事業系ごみ原単位(ごみ)	t/日	19.6	22.6	22.9	22.7	22.5
事業系ごみ原単位(資源)	t/日	1.7	1.5	1.4	1.4	1.4
集団回収	g/人・日	43.1	31.8	33.3	33.1	33.0
ごみ処理・処分量						
焼却処理量	t/年	35,903	34,145	33,133	32,474	31,514
1人1日当たり焼却処理量	g/人・日	626.5	603.5	612.3	615.2	619.3
焼却処理率	%	72.2	71.0	71.1	71.2	71.3
剪定枝資源化	t/年	68	28	27	27	26
生ごみ減容化及び堆肥化	t/年	513	372	362	352	340
最終処分量	t/年	2,149	1,647	1,528	1,409	1,289
1人1日当たり最終処分量	g/人・日	37.5	29.1	28.2	26.7	25.3
最終処分率	%	4.3	3.4	3.3	3.1	2.9
再生利用量	t/年	14,910	15,527	15,021	14,655	14,128
直接資源化量	t/年	8,133	9,165	8,825	8,612	8,298
中間処理後再生利用量	t/年	4,305	4,562	4,394	4,296	4,153
集団回収量	t/年	2,472	1,800	1,802	1,747	1,677
再生利用率(リサイクル率)	%	30.0	32.3	32.2	32.1	32.0

注1. 網掛けは実績値を示します。

2. 小数第一位を四捨五入しているため、各項目の和と合計欄の値が一致しない場合があります。

3. 計画処理量については、※1・※2は同値になります。

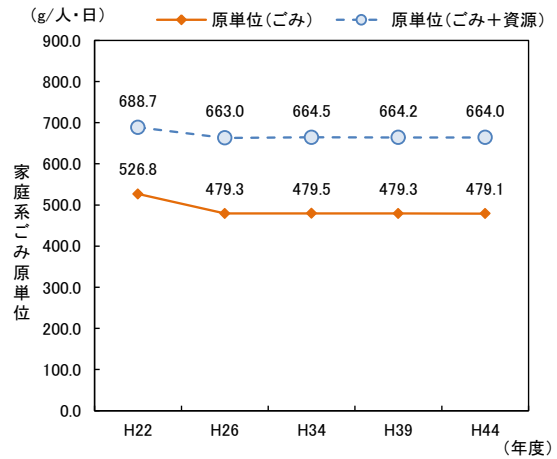
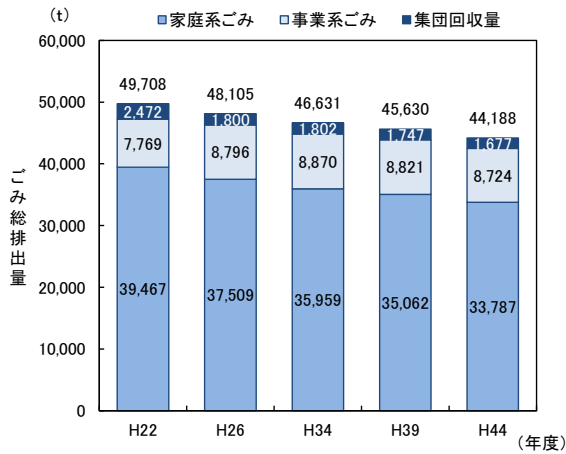
(※1:家庭系ごみ、事業系ごみの合計、※2:ごみ・資源の品目別の合計)

4. 焼却処理率=焼却処理量÷ごみ総排出量

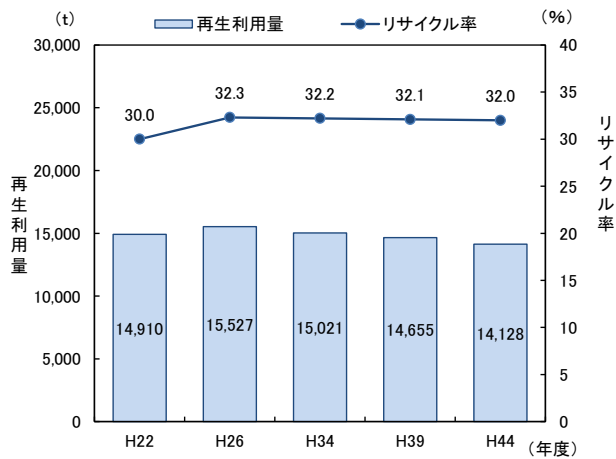
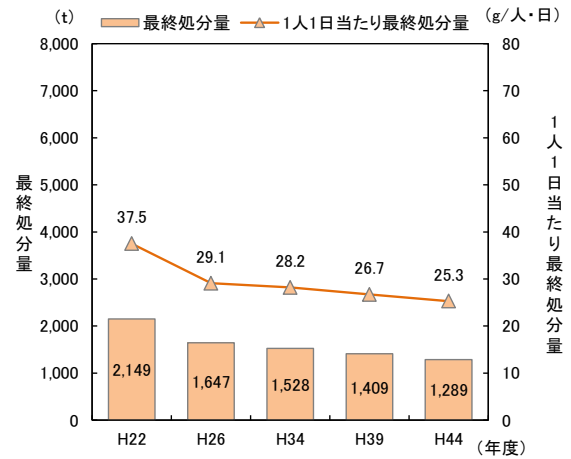
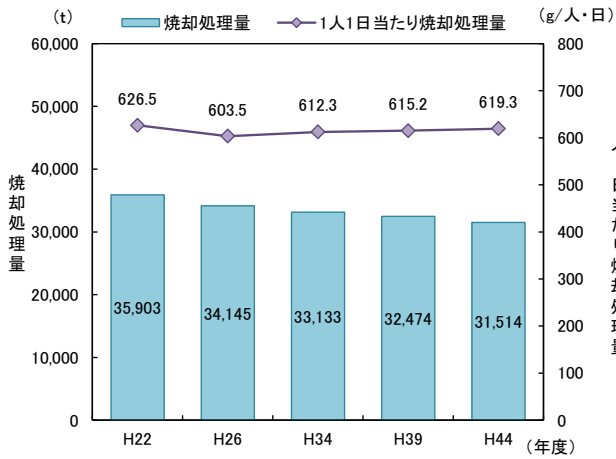
5. 最終処分率=最終処分量÷ごみ総排出量

6. リサイクル率=再生利用量÷ごみ総排出量

1) ごみ排出量の予測結果



2) 処理・処分量の予測結果



3. 基本計画の目標と施策

3.1 基本理念

現在、本市を取り巻く社会経済情勢をみると、市内における人口の減少と高齢化の進行、高齢者のみの世帯の増加等、大きな社会的変化が生じつつあります。このような状況の中、ごみについても、1人1日当たりのごみ排出量の減少や資源回収量の減少等、これまでとは異なる傾向が見られるほか、地球温暖化対策やエネルギー問題といった新たな課題への対応も求められています。

これらを受けて、本市は、ごみ処理基本計画の基本理念を以下のとおり定め、市民、事業者、行政が一体となって、ごみをなるべく減らす（排出抑制）ライフスタイルを進めながら、ごみの減量化・資源化の取り組みを推進し、地域における循環型社会の形成と環境への負荷の少ない適正なごみ処理事業を目指します。

久喜市総合振興計画の「大綱 2」にある「自然とふれあえる、環境に優しいまち」というフレーズを採用し、「久」は「永遠」、「喜」は「笑顔」という意味を含め、計画の基本理念を設定しました。

《計画の基本理念》

永遠の笑顔につなぐ、環境に優しいまち「久喜」

3.2 基本方針

本市では、久喜市総合振興計画や久喜市環境基本計画等において、ごみの減量化・資源化に重点を置いた施策を実施しています。ごみの量は、近年減少傾向にあり、一定の成果を収めています。今後もこの流れを大きく変えることなく、ごみの減量化・資源化及びごみの適正処理を引き続き推進していくことが必要です。

現在、本市では、ごみ処理施設におけるごみの適正処理及び公害防止対策を適切に行い、中間処理における資源循環と環境保全を推進しています。

しかし、焼却処理に伴う二酸化炭素等の温室効果ガス*の排出、ごみ焼却施設の老朽化に伴う処理能力の低下等、解決しなければならない課題があり、施設への負担軽減のための施策の展開と併せて、環境に配慮したより効率的な処理体制の構築が必要です。

また、今後施設の整備にあたって、環境への負荷抑制とエネルギーの有効利用を配慮したものとします。

このため、本計画では基本方針を以下のとおり定め、計画の基本理念の実現に向けて取り組んでいきます。

《基本理念の実現を目指すための基本方針》

基本方針 1. ごみの減量化と資源化の推進

- ・市民、事業者、行政の連携・協働により、ごみの減量を図ります。
- ・分別の徹底により、資源回収量の増加と資源の有効活用を図ります。
- ・循環資源*の効率的な回収とリサイクルルートの確保を図ります。

基本方針 2. 適正なごみ処理事業の推進

- ・ごみの減量と分別の徹底により、焼却処理量、最終処分量の削減を図ります。
- ・適正な収集と運搬を実施、継続します。
- ・安全・安心なごみ処理事業を実践します。

基本方針 3. 計画的な施設整備の推進

- ・最終処分のあり方を含め、環境負荷*の抑制や資源の循環を考慮した施設の整備、運用を推進します。

3.3 減量化・資源化目標

計画期間は、平成 29 年度を初年度、平成 43 年度を最終年度とする 15 年間とします。目標年度は計画終了後の翌年度、平成 44 年度までの数値目標を平成 26 年度の値を基準値として定めます。

目標 1 ごみ減量化目標

1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源除く）を
平成 44 年度までには、**415 グラム以下**にします。

本市で処理をしている廃棄物のうち、大半を占めている家庭系ごみについて、減量化・資源化を推進し、ごみとして排出される量（燃やせるごみ・燃やせないごみ・有害ごみ・粗大ごみ）を減らします。

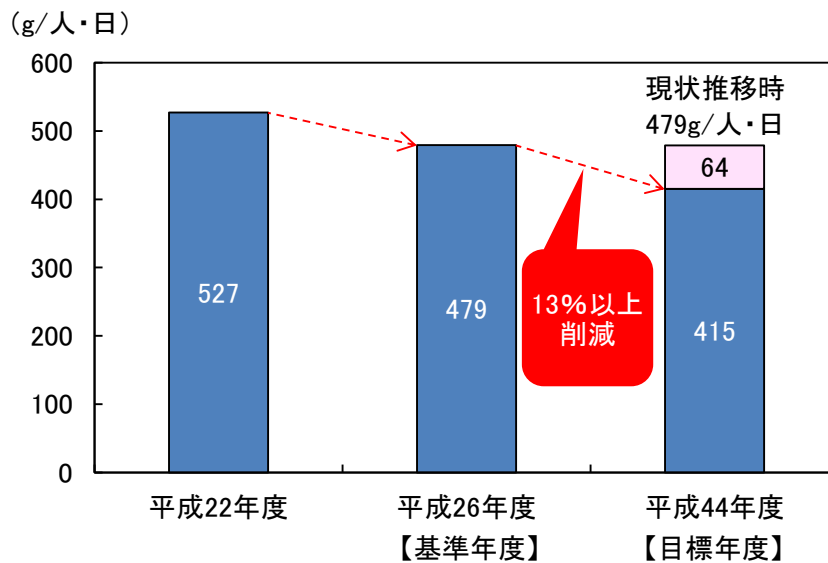


図 3-3-1 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源除く）

目標2 焼却処理量目標

1人1日当たりの焼却処理量を

平成44年度までには、**542グラム以下**にします。

地球温暖化の原因物質である二酸化炭素の排出を抑えるとともに、施設への負担軽減及び最終処分量の削減を図るため、家庭系及び事業系ごみの減量化・資源化を推進し、焼却処理量を減らします。

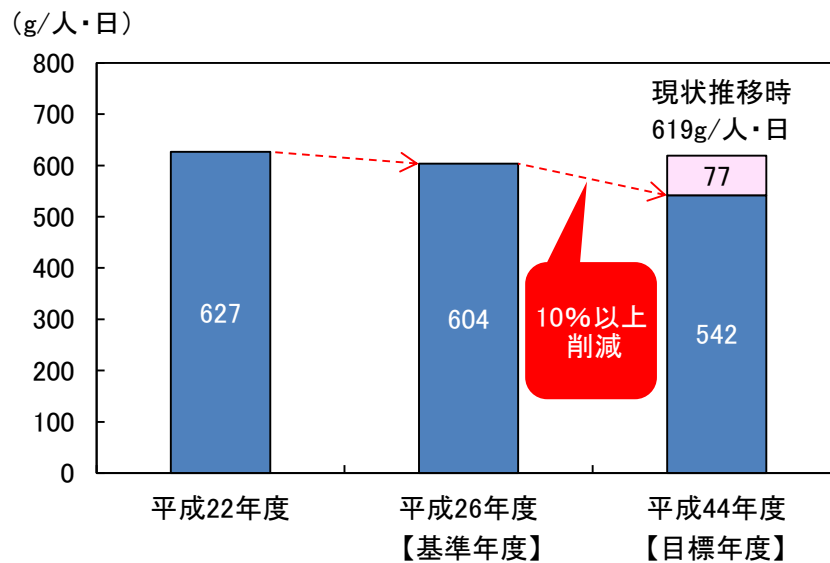


図 3-3-2 1人1日当たりの焼却処理量

目標3 最終処分量目標

最終処分量を

平成44年度までには、**1,086トン以下**にします。

家庭系及び事業系ごみの減量化・資源化を推進するとともに、処理後残渣の再生利用を推進し、最終処分量を削減します。

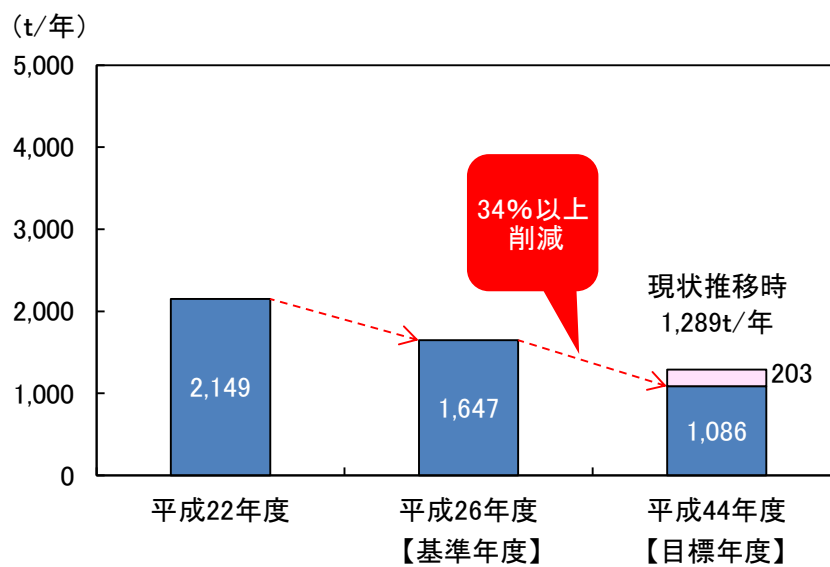


図3-3-3 最終処分量

目標4 資源化目標

再生利用率（リサイクル率）を

平成44年度までには、**34.6%以上に引き上げ**ます。

※再生利用率（リサイクル率）には集団回収量を含みます。

分別の徹底により資源の増加と処理後残渣の再生利用を推進し、資源化の向上を図ります。

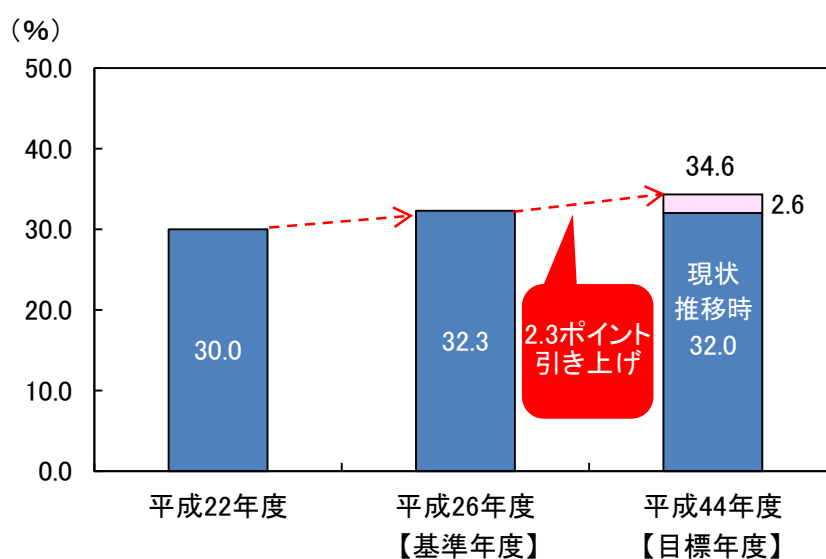


図 3-3-4 資源化目標

3.4 抑制計画

近年、ごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ総排出量は減少傾向で推移していますが（図3-1-4、図3-1-5 P18）、ごみの更なる減量化を図るため、本計画では、以下の施策を展開します。

(1) ごみの減量化に向けた意識の向上

市民に対して、ものを大切にする、不要なものを買わない、買い物に際してマイバッグを持参してレジ袋や過剰包装を断る、食事に際して食べ残しをしない等、環境に配慮した行動を実践するよう、意識の向上を図ります。

このため、従来の「3R*」〔リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（資源化）〕に加え、リフューズ*（拒否）、リペア（修理）という概念を加えた「5R」を定着させます。

事業者に対して、簡易包装の推進、ごみになりにくい商品及びリサイクルしやすい商品の製造・販売、修理体制の整備やアフターケアの充実等呼びかけます。

(2) 家庭系ごみの減量化に向けた情報提供

広報紙の発行やホームページの活用等により、ごみの分別徹底やリサイクルに向けた情報を積極的に提供します。情報提供に際しては、わかりやすいことを念頭におき、より効果的な内容となるよう努めます。

また、市民や事業者がごみの減量やリサイクルに関心を持つことができるよう、できるだけごみ処理の見える化を図り、情報提供のあり方を工夫します。

(3) 環境教育、意識啓発の推進

従来と同じライフスタイルを続けている限り、ごみの排出状況も変わりません。

このため、ごみの減量化・資源化を推進するに際しては、一人ひとりのレベルでのライフスタイルの見直しに向けた環境教育の充実と意識啓発の推進に努めます。

(4) リデュースの活発化

従来から行われているリデュースについては、様々な働きかけを行うことにより活動を活発化させます。

(5) 生ごみの減量化

生ごみの水切りの推進や不要な食材は買わない、食材を無駄なく使うように工夫し、食品は残さず食べる等によって、生ごみの削減を図ります。

(6) 家庭系ごみ処理の有料化の検討

家庭系ごみについては、自己搬入される場合の処理手数料を平成 25 年 10 月から統一・有料化しています。

また、集積所に排出される家庭系ごみについては、公平なごみ処理費用の負担等の観点から、先進事例や周辺市町村の動向を踏まえ、有料化の導入について検討します。

(7) 事業系ごみ処理手数料の見直しの検討

事業系ごみの減量化、資源化を推進するため、先進事例や周辺市町村の動向を踏まえて処理手数料の見直しを検討します。

(8) 事業系ごみの減量化に向けた取り組みの推進

事業系ごみについては、排出者責任*の周知徹底を図り、事業者自身によるごみの排出抑制と資源化を推進します。

また、事業者自身による自発的な取り組みを促すだけでなく、事業者と行政の連携・協力を進め、事業系資源の回収ルートの確保等を図ります。

3.5 資源化計画

ごみの再生利用率（リサイクル率）は、全国実績値、埼玉県実績値、類似市町村平均値を上回っており、ごみの資源化に係る市民の努力、衛生組合の取り組みの成果が見られますが、更なる向上を図るため、本計画では、以下の施策を展開します。

(1) 家庭系ごみのリサイクルの推進

家庭から排出される「燃やせるごみ」には、紙類、布類やプラスチック類等、リサイクル可能な資源の混入が見られることから、市民の意識啓発等による資源の分別徹底の推進を図ります。

また、資源集団回収制度の活用により、リサイクルを推進します。

(2) 事業系ごみのリサイクルの推進

事業者に対する許可業者との契約と併せて、事業系ごみの分別の徹底を指導します。

事業系ごみに対する搬入時の監視を強化し、ごみが適正に分別されていない場合には搬入を規制することも視野に入れ、持ち込みを行った業者への指導を徹底します。

3.6 収集・運搬計画

本計画では、以下の施策を展開することにより、今後も適正な収集・運搬体制を維持し、衛生的かつ快適な生活環境の確保を図るため、以下の施策を展開します。

(1) 環境負荷の少ない安全かつ効率的な収集・運搬

1) 収集・運搬システムの高度化

① 収集サービスの向上

市民サービスの観点から、よりきめ細かな対応を行えるよう、より良い収集・運搬のあり方について検討します。

② 収集作業時の安全確保

ごみの分別徹底やごみ出しマナーの向上等により、危険物の混入防止を図り、収集作業時の安全確保に努めます。

2) 指導の充実

① ごみ出しルールの指導の徹底

ごみ出しルールの徹底のため、広報紙やホームページ等を活用して市民に対するPRや意識啓発を行います。

② 集積所の適正な管理の促進

ごみ処理に関して、各家庭と清掃行政の接点となる集積所については、美観や衛生等の環境保全のため、市民に対して集積所の管理の指導及び廃棄物減量等推進員との連携・協力による管理体制の強化を図ります。

(2) 高齢化等の社会状況に対応した収集・運搬

1) 超高齢社会への対応

本市では、「戸別収集（ふれあい収集）」を実施しています。戸別収集では、対象者の自宅の門前または玄関前にて収集していますが、超高齢社会に向けて、ごみ出しや収集のあり方等について検討します。

在宅医療廃棄物には注射針等の危険物や感染性医療廃棄物の混入が危惧されることから、市民に対して分別の徹底及び適正処理について啓発に努めます。

使用済み紙おむつについては、市民に対し排出ルールの順守を啓発するとともに、今後増加することが予測されることから、ごみ処理のあり方を含め収集運搬方法について検討します。

2) 清掃行政のイメージアップ

① 収集作業時のイメージアップ

ごみの収集・運搬は、ごみの排出から中間処理を経て、最終処分に至るまでの一連のごみ処理の過程において、市民と清掃行政が接する場でもあるため、今後も安全や衛生に配慮して効率的に実施することにより、清掃行政全体のイメージアップを図ります。

委託収集業者に対しては、収集作業時における安全や衛生への配慮に加え、騒音や悪臭等生活環境への影響を及ぼさないよう努める等、適正な指導を行います。

② 環境へ配慮した収集・運搬の実施

確実な収集・運搬を維持しながら、ごみ量やごみ質等の予測を踏まえ、温室効果ガスの排出をより低減する収集運搬体制の最適化を目指すため、ごみ収集・運搬車両に環境負荷の少ない低公害車の導入等について検討します。

3.7 中間処理計画

ごみの中間処理については、処理方法が環境への負荷の低減に配慮されたものであるとともに、将来にわたり安全かつ安定した処理が継続されることが重要です。

現有の各清掃センターのごみ焼却施設については、老朽化が進行しており、また、3箇所施設の施設による処理体制となっていることから、処理の合理化及び効率化を図るため、施設の更新とともに統廃合についても検討します。

(1) 安全かつ適正な中間処理の維持

1) ごみ処理施設の適正な維持管理

① 安定したごみ処理体制の維持

安全かつ安定したごみの中間処理を今後も継続し、定期的な補修や点検を行うことにより、ごみ処理施設の適正な運営と維持管理の徹底を図ります。

また、施設の保守に向けて万全の体制の構築を目指し、特定の施設でトラブルが生じた場合等でも、全体としてごみ処理が支障なく継続できる体制の確立を目指します。

② 施設運転時の環境負荷の低減

ごみ処理施設については、附属設備等も含めて適正管理に努めることで環境保全対策を進め、施設運転時の環境負荷の低減に努めます。

2) 処理後残渣の適正な処理

最終処分量の削減と資源化量の増加に向けては、処理後に発生する残渣の資源化を継続します。併せて、原料以外の有効活用の方法について、引き続き検討します。

また、優れたリサイクル技術を有する業者との連携の強化や効率的な処理体制の継続に努め、経済性・効率性等に配慮した資源化を推進します。

(2) 計画的な施設整備の推進

1) ごみ処理施設の整備

本市のごみ処理は、衛生組合において、3箇所の清掃センターで焼却処理を行っています。

3箇所の清掃センターは、施設の老朽化、損傷が進行し、整備補修箇所が増加してお

り、分別区分の細分化などとともに、処理経費を増加させる要因となっています。

一方で将来の人口減少やごみ減量化・資源化施策の推進に伴いごみ処理量が減少することにより清掃センターの稼働率は低下することが見込まれます。

このように、ごみ処理を取り巻く情勢、ごみ処理経費の削減、将来の人口やごみ排出量・処理量に見合った施設規模の確保、また効率的で持続可能なごみ処理運営等を考慮すると施設の集約化による合理的なごみ処理体制の構築が不可欠です。

こうしたことから、3箇所の清掃センターを統合した市内全域のごみ処理を行う「新たなごみ処理施設」の整備を推進します。

新たなごみ処理施設は、資源循環、地球温暖化防止の観点から省エネルギーかつ余剰エネルギーの積極的回収及び活用が図れる施設を目指します。

なお、近年の処理施設の技術革新、環境保全技術の高度化が十分に享受できる内容とするため、施設整備内容についての詳細検討は、ごみ処理施設整備基本構想策定時に行います。

建設予定地については、現在の菖蒲清掃センターの敷地を活かすこととし、周辺における整備事業との整合及び周辺環境との調和に十分配慮して整備計画を推進します。

生ごみの堆肥化については、現在、市内の一部の地区においてモデル事業として実施していますが、多くの経費がかかること等が課題となっています。今後の生ごみの処理に係る方針については、施設の整備に向けて、現在実施している堆肥化も含めて、他の減量化や資源化につながる方策を検討することとします。

2) 地域住民との信頼・協力関係に基づく施設運営

施設を適切に運転管理することにより、環境保全や安全対策に万全を期するとともに、環境測定を適切に実施し、広報紙やホームページ等を通じて、これらの情報を広く市民に公開することによって透明性及び信頼性の高い施設運営を行っていきます。

また、新たなごみ処理施設が稼働するまでにごみ処理関連の審議会を設置し、施設に関する情報を共有しながら、信頼される施設運営に努めます。



図 3-3-5 新たなごみ処理施設の位置

3.8 最終処分計画

資源化の推進及び最終処分量の削減のため、焼却残渣（焼却灰・ばいじん）をセメントの原料等として資源化を推進することにより、本市の最終処分率は、全国や埼玉県と比較して高い水準となっています。今後の最終処分について、本計画では、以下の施策を展開します。

(1) 最終処分量の削減

ごみの減量化と共に資源化を推進することにより、最終処分量を削減し、環境負荷の抑制とごみ処理に係る経費（埋立処分の委託経費）の軽減に努めます。

(2) 最終処分先の確保

本市は最終処分場を保有していないため、焼却残渣の一部及び不燃残渣については、市外の最終処分場において埋立処分を行っています。今後も、より一層の環境負荷の抑制や資源化を推進するため、自区内での最終処分を含め、最終処分のあり方について検討します。

なお、最終処分の受入先については、リスクを分散するため、2事業者以上の確保に努めます。

3.9 その他の施策等

(1) 災害廃棄物*の処理計画

災害時には一度に多量の廃棄物が発生するため、周辺市町、県、国との連携による広域支援体制を確保します。また、他の地域において災害が発生した場合に速やかな支援が行えるような体制を整えます。

大規模な地震の発生後数ヶ月程度は、ごみの仮置き、一時保管場所の確保が必要となるため、公共用地や新たなごみ処理施設を活用して仮置場の確保を図ります。

また、災害廃棄物処理計画の策定に向けて調査・研究を推進します。

(2) 条例の改正

衛生組合で行ってきたごみ処理事業を将来的には市が実施することを踏まえ、本市のごみ処理のあり方や制度について十分に検討し、現行の条例（久喜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例）を改正します。

第4章 計画の進行管理



第4章 計画の進行管理

1. 進行管理の手法

PDCA サイクルに基づく計画の進行管理は、図 4-1-1 に示すとおりです。本計画を推進するためには、施策の進捗状況や達成状況等を点検・評価する仕組みが必要です。

本計画は、進捗状況や達成状況等を定期的に点検・評価を行うことにより、ごみ処理の継続的な改善を図ります。

計画の進捗状況は、ISO14001*の環境マネジメントシステム*の考え方に基づく「PDCA サイクル」を用いて把握します。この方法は、①策定 (Plan)、②実行 (Do)、③点検・評価 (Check)、④見直し (Act) という手順を繰り返し行っていくことにより、その時点における計画の進捗状況や施策の実施状況の把握、課題の抽出等を行うものです。

このサイクルによる計画の点検・評価は、年度毎に実施することを基本とし、計画の実施状況や見直し内容等については、年度毎に広報紙やホームページを通じて広く市民や事業者公表します。また、それに対する意見や提案を今後の施策に反映させます。

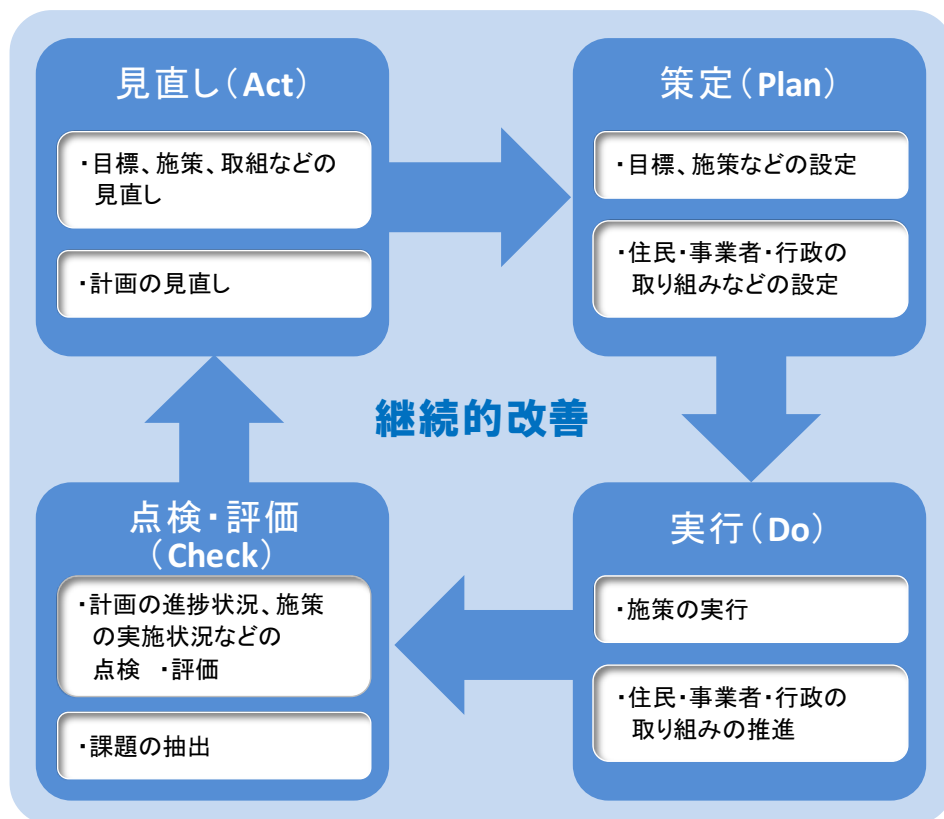


図 4-1-1 PDCA サイクルに基づく計画の進行管理

2. 進行管理の体制

本計画では、基本理念を実現するため、ごみの減量を推進することを第一とし、排出されたごみはできるだけリサイクルに回すことで環境負荷の少ない処理を行うことを廃棄物行政の基本としています。

基本理念の実現に向けて本計画で提案する施策は、市民・事業者・行政の連携・協働により、公平な分担と連携のもとで効率的かつ効果的に推進するものとします。

(1) 県、関係機関等との連携

本計画に基づく施策を推進していくうえで、県、隣接市町、関係機関等に対して協力や要請を求める場合が想定されるため、今後も連携・協力体制の強化に努めます。

(2) 市民・事業者等との連携

本計画の基本理念の実現を目指して、市民・事業者等との連携・協力のための体制づくりに努めます。

具体的には、市民や事業者のごみ行政への理解と協力のもとで、ごみの分別徹底等による減量化・資源化を推進することにより、ごみの適正処理を継続していきます。また、市民や事業者との協働による取り組みを展開することにより、地域における資源循環と循環資源の有効利用を推進していきます。

このとき、市民・事業者・行政の三者がごみの排出や処理の現状・問題点を認識するとともに、本計画の基本理念や基本方針、目標等を共有し、交流やコミュニケーション、情報交換等を推進することで相互理解や情報の共有を進め、互いに連携・協力を図りながら、それぞれの役割と責務を果たすものとします。

中でも、ごみを排出する市民や事業者にごみ処理に要する経費を正しく認識してもらうことは、ごみの減量化・資源化への意識の向上に繋がるため、施設見学会や説明会等を通じて、ごみ処理に伴い多くの経費を要すること、ごみの分別徹底によるごみの減量化・資源化の推進はごみ処理経費の削減に直結していること等を伝え、正しい情報を共有していくことで、本計画の施策を展開していきます。

3. 進行管理の指標

(1) 基本指標

基本指標は、表 4-3-1 に示すとおりです。基本指標として次の 4 つの指標で進捗状況を管理します。

表 4-3-1 基本指標

目標1: 減量化目標	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源除く)
目標2: 焼却処理量目標	1人1日当たりの焼却処理量
目標3: 最終処分量目標	最終処分量
目標4: 資源化目標	再生利用率(リサイクル率)

(2) 基本指標の目標値

中間及び最終目標年度における目標値は、表 4-3-2 に示すとおりです。

表 4-3-2 基本指標の目標値

項目		実績	中間 目標年度		最終 目標年度
			平成 26年度	平成 34年度	平成 39年度
目標1	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源除く)(g/人・日)	479	415	415	415
目標2	1人1日当たりの焼却処理量(g/人・日)	604	535	538	542
目標3	最終処分量(t/年)	1,647	1,331	1,182	1,086
目標4	再生利用率(リサイクル率)(%)	32.3	34.6	34.6	34.6

用語の説明



用語の説明

【あ行】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことで「ごみ」と「し尿」に分類されます。

「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類されます。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出することで地球温暖化に影響を及ぼすものです。

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象として指定されています。

【か行】

環境負荷

人が環境に与える負担のことであり、環境基本法では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上支障の原因となるおそれのあるもの」と定義されています。単独では環境への悪影響を及ぼさなくとも、集積することで悪影響を及ぼすものを含みます。

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、個々の部門が計画（Plan）を立てて実行（Do）し、点検評価（Check）、見直し（Act）を行う仕組み（PDCAサイクル）のことをいいます。これらを繰り返し行い、目標の達成を目指します。

ごみ質

ごみの物理的あるいは化学的性質の総称であり、通常、三成分（可燃分、灰分、水分をいう。）、単位体積重量（見かけ比重）、物理組成（種類別組成）、化学組成（元素組成）、及び低位発熱量等でその性質を表示する。

【さ行】

災害廃棄物

地震や津波、洪水等の災害に伴って発生する廃棄物のことです。倒壊・破損した建物等のがれきや木くず、コンクリート、金属くず等様々なものより成り、その処理責任は発生

した市町村にあります。

最終処分場

資源化または再利用されなかった廃棄物の最終処分は埋立処分が原則とされており、埋立処分を行う施設を「最終処分場」といいます。

再生利用（リサイクル）

廃棄物等を原材料として再利用すること。再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル、焼却して熱エネルギーを回収することをサーマルリサイクルといいます。

サーマルリサイクルとしては、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用している例があります。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後も熱回収は可能であることから、循環型社会形成推進基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルが熱回収に優先することとしています。

在宅医療廃棄物

在宅医療に関わる医療処置に伴い、家庭から排出される廃棄物のことです。

残渣

選別、処理後等に残ったかすのことです。

自家処理

生ごみを堆肥にする等、ごみを家庭で自ら処理することです。

資源

再使用または再生利用できる廃棄物のことです。紙類、びん・缶類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、衣服・布等がこれにあたります。

集団回収

町内会や市民団体等が自ら行う資源の回収のことです。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係

主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を規定した法律のことであります。

循環資源

循環型社会形成推進基本法では、廃棄物等のうち有用なものと定義されています。

3R（スリーアール）

リデュース（ごみの発生を抑制すること）、リユース（使えるものは繰り返し使うこと）、リサイクル（ごみを資源として再び利用すること）の頭文字のRをとって3Rと総称します。

【た行】

ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDDs）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）、及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称のことであります。通常、環境中に極微量に存在する有害な物質です。

人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、平成12（2000）年1月「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉等からの排出抑制が行われています。

中間処理

収集した可燃ごみの焼却、不燃ごみの破碎、資源の選別等により、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理することです。

戸別収集

ごみ排出者の自宅まで出向いてごみの収集を行う方法のことであります。

特別管理一般廃棄物

廃棄物処理法では、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」のことであります。

【は行】

廃棄物処理法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称です。廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律のことであります。

排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサ

イクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方のことであります。

発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制することで、リユース、リサイクルに優先される取り組みです。

ばいじん

すすや燃えかすの固体粒子状物質のことであります。

分別収集

廃棄物の中間処理や最終処分を容易にするために、その材質ごとに廃棄物を分類し、それを収集することです。

【ら行】

リフューズ

不要なものは買わないことです。

リペア

修理して長く使い続けることです。

リユース（再使用）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することです。

【ABC】

HDM システム

株式会社EM研究所が開発した、微生物を利用した生ごみ減容化処理システム。HDMとは「High Decreasing Microbe-bionic」の略で「微生物による高度減容化」の意味です。

放線菌、糸状菌、油分解菌、リグニン分解菌等の微生物を多く含む木片チップの菌床を用意し、そこに生ごみをよく混ぜ込むと、微生物の作用によって発酵分解が進み、短期間のうちに生ごみの98～99%が分解されます。また、発酵が終わった菌床をふるいにかけて、良質のコンポストを得られます。

ISO

国際標準化機構（International Organization for Standardization）の略称であり、本機構は、物やサービスの流通を促進するため、工業製品や単位等の国際的標準規格を作成しています。

ISOの規格に法的強制力はありませんが、最近では事実上の統一規格となっていて、特に欧州諸国では輸入品に対してISO規格を求めることが多くなっています。

ISO14001

国際標準化機構（ISO）が定めた地球環境の保全に関する環境マネジメントシステムの国際規格です。

RDF

廃棄物固形燃料「Refuse Derived Fuel」の略称で、生ごみやプラスチック等の廃棄物を固形燃料にしたもののことです。

